

改正案

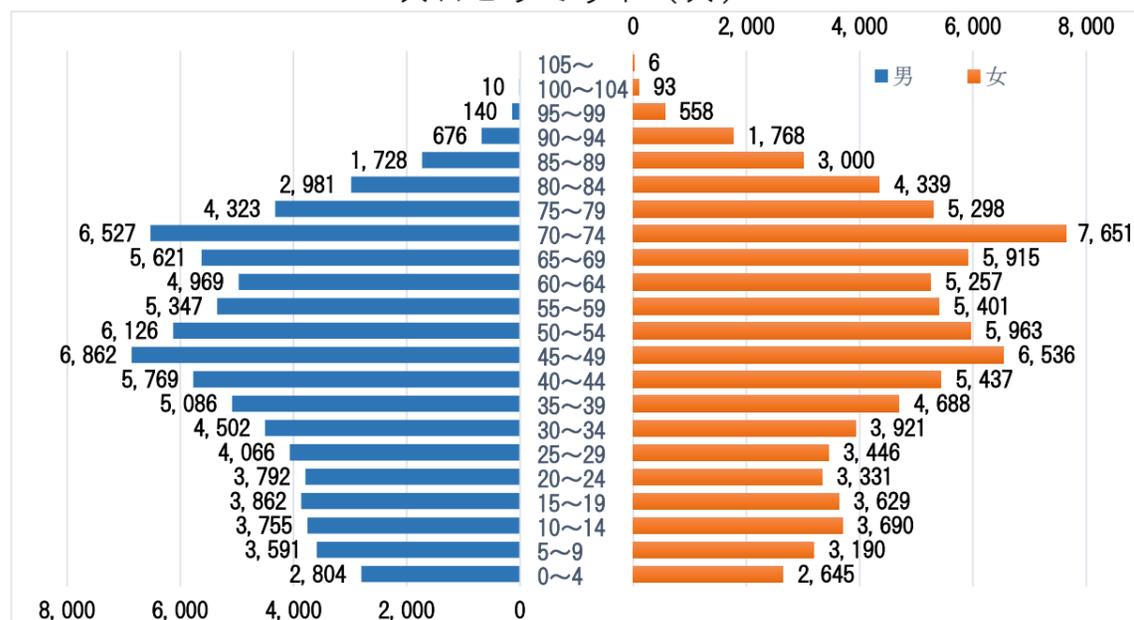
改正前

## 2 苦小牧市の現況

### ■人口の状況

人口ピラミッドを見ると、男性は45歳～49歳代、女性は70歳～74歳代が一番多く、49歳以下の人口は、年齢が低くなるにつれて減少傾向にあります。

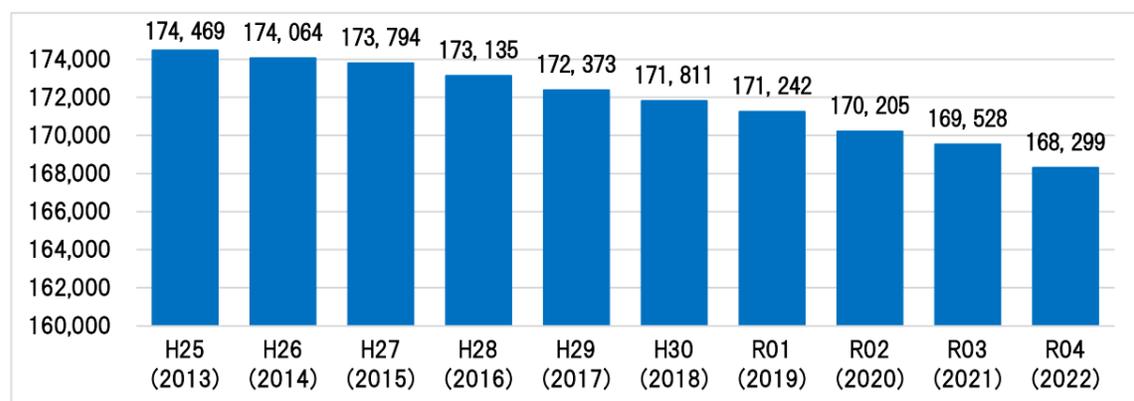
人口ピラミッド(人)



資料：住民基本台帳人口 令和4年12月末日

人口は平成25(2013)年をピークに減少しつつあります。今後も高齢化により死亡数が出生数を大きく上回って推移することが予想されることから、人口は漸減していくと見られます。

苦小牧市の人口の推移(人)



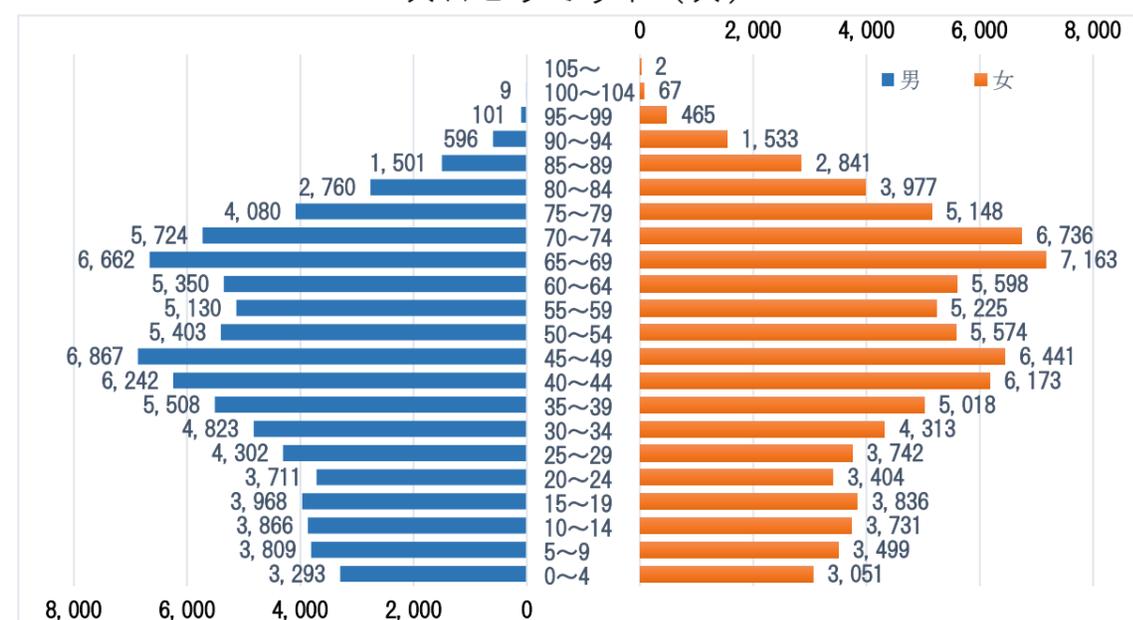
資料：住民基本台帳人口 各年12月末日

## 2 苦小牧市の現況

### ■人口の状況

人口ピラミッドを見ると、男性は45歳～49歳代、女性は65歳～69歳代が一番多く、49歳以下の人口は、年齢が低くなるにつれて減少しています。

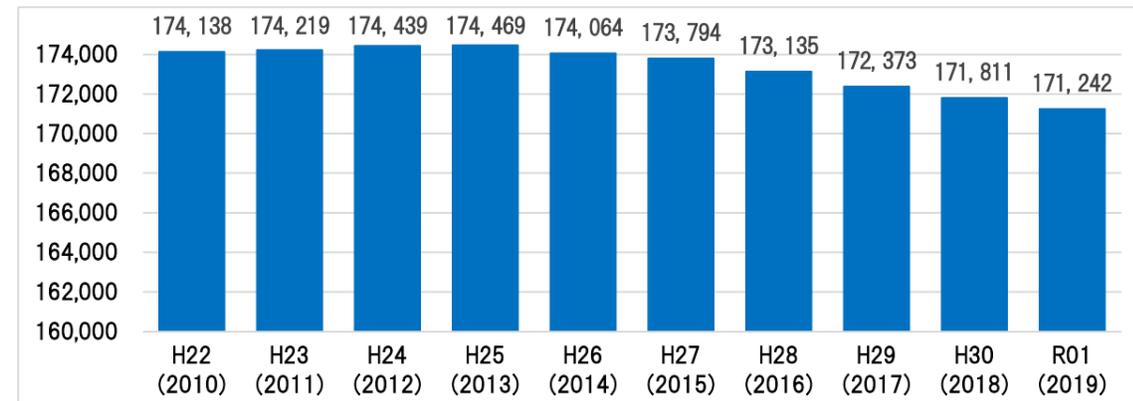
人口ピラミッド(人)



資料：住民基本台帳人口 令和元年12月末日

人口は平成25(2013)年をピークに減少しつつあります。今後も高齢化により死亡数が出生数を大きく上回って推移することが予想されることから、人口は漸減していくと見られます。

苦小牧市の人口の推移(人)

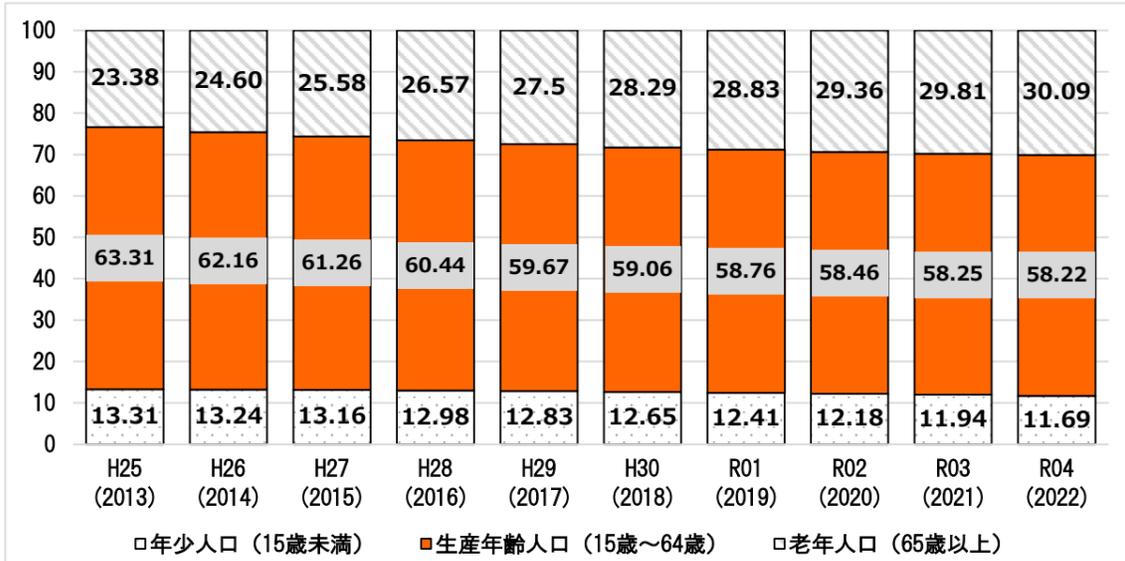


資料：住民基本台帳人口 各年12月末日

改正案

高齢化率は令和4(2022)年度で30.09%、生産年齢人口及び年少人口の比率はそれぞれ58.22%と11.69%であり、減少傾向が続いています。

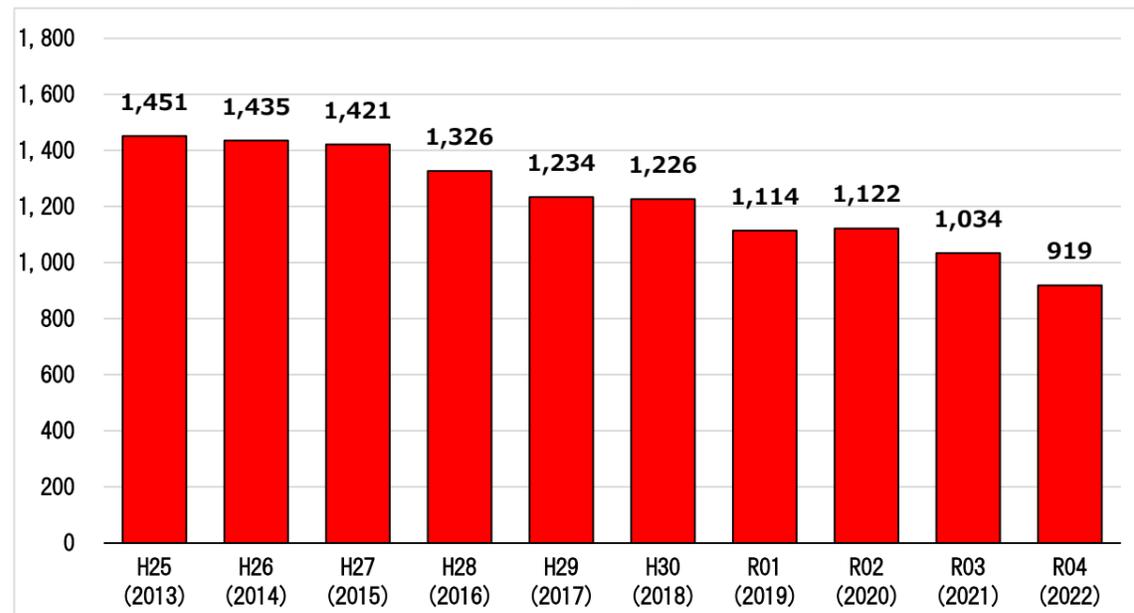
年齢別人口の推移(%)



資料：住民基本台帳人口 各年12月末日

苫小牧市の令和4(2022)年の出生数は919人で、前年の1,034人より115人減少しており、少子化の進行が深刻です。

出生数の推移

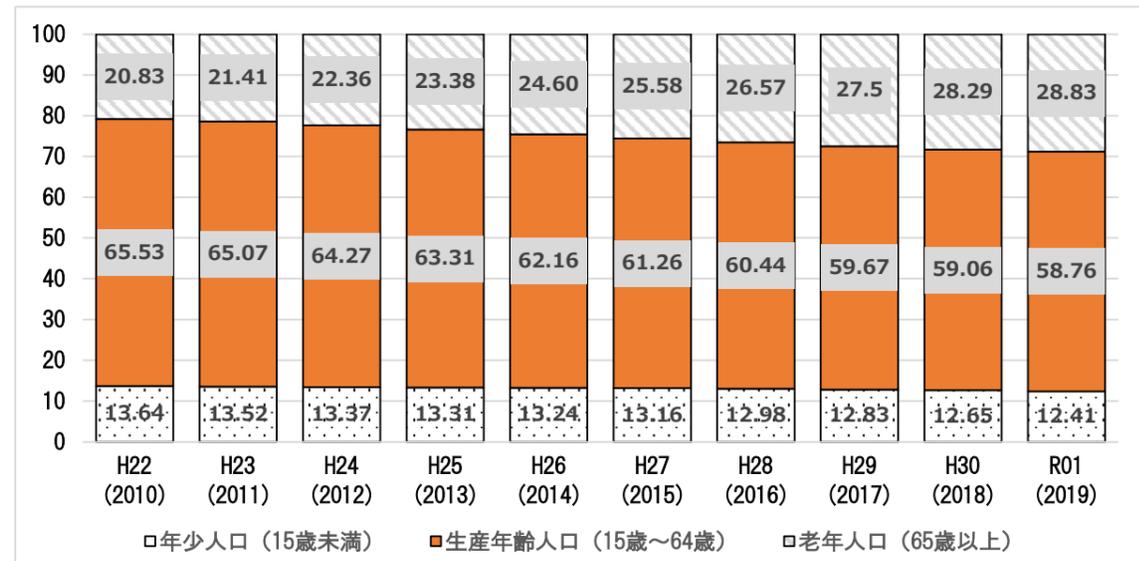


資料：住民基本台帳人口 各年12月末日

改正前

高齢化率は令和元(2019)年度で28.83%、生産年齢人口及び年少人口の比率はそれぞれ58.76%と12.41%であり、減少傾向が続いています。

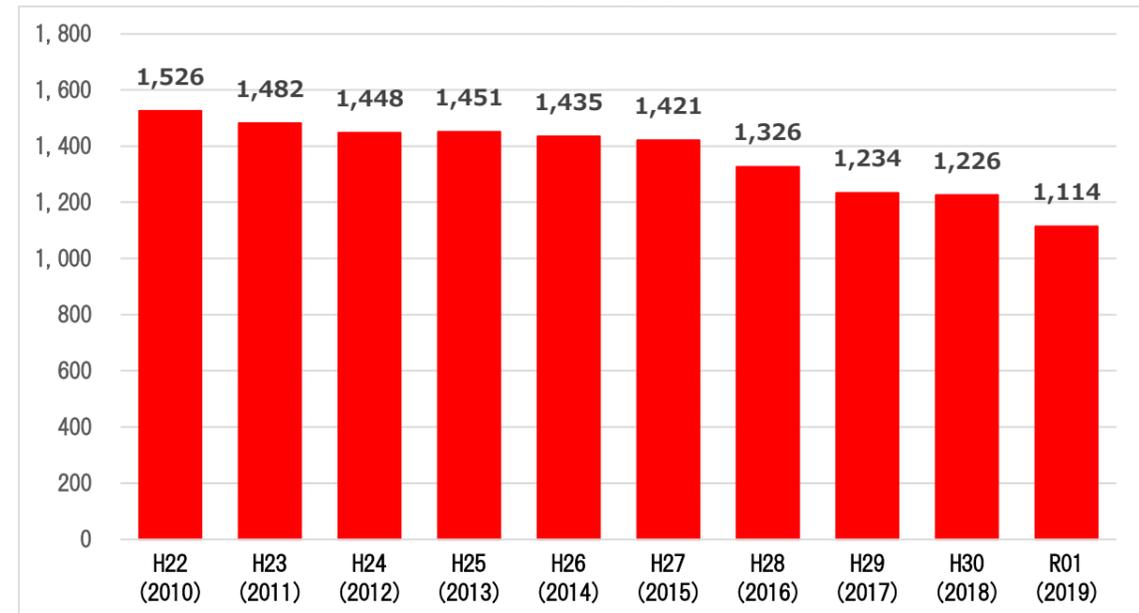
年齢別人口の推移(%)



資料：住民基本台帳人口 各年12月末日

苫小牧市の令和元(2019)年の出生数は1,114人で、前年の1,226人より112人減少しており、少子化の進行が深刻です。

出生数の推移

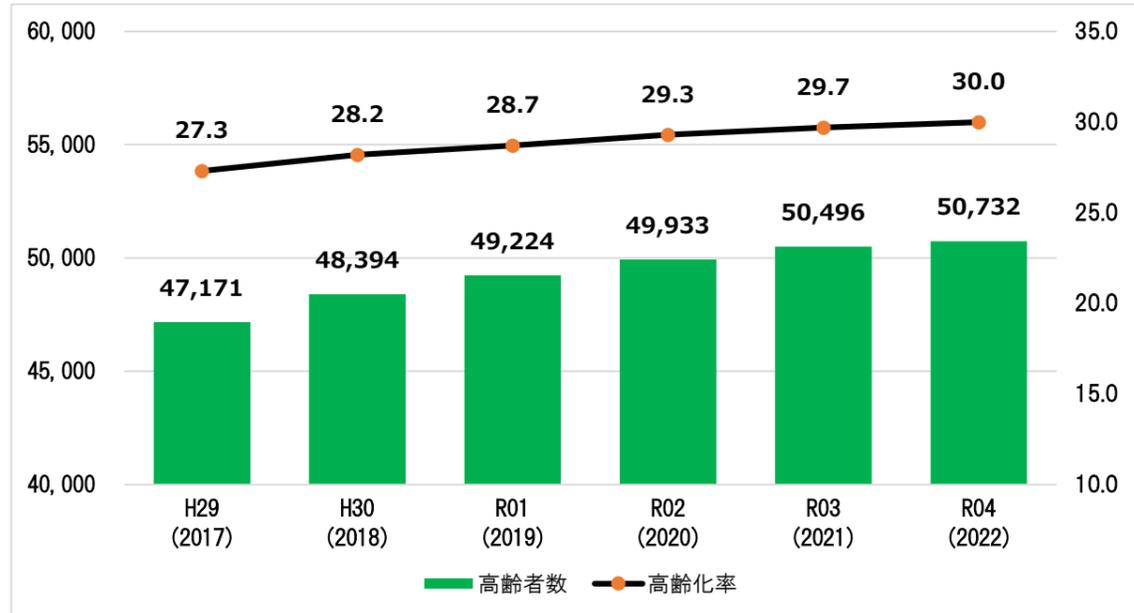


資料：住民基本台帳人口 各年12月末日

■ 高齢者の状況

苫小牧市の人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は平成29(2017)年度と比べ令和4(2022)年度には3,561人、高齢化率は2.7ポイント増加しています。少子高齢化に伴い、今後さらに高齢化が進むことが予想されています。

高齢化率の推移

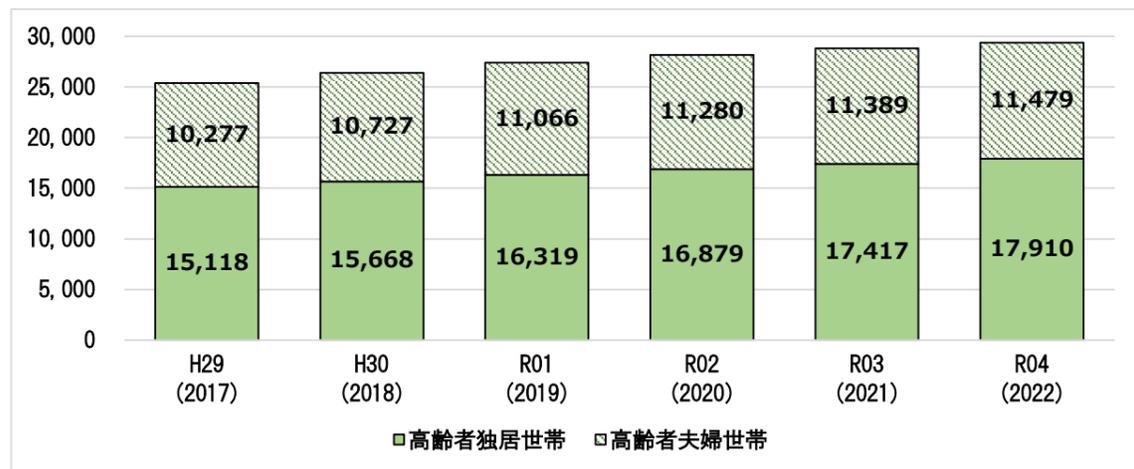


出典：住民基本台帳人口 各年9月末日

■ 高齢者の状況/高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯

6年間で高齢者独居世帯は1,202世帯、高齢者夫婦世帯については2,792世帯増加しており、孤立・孤独への対応が必要です。

高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯（世帯）

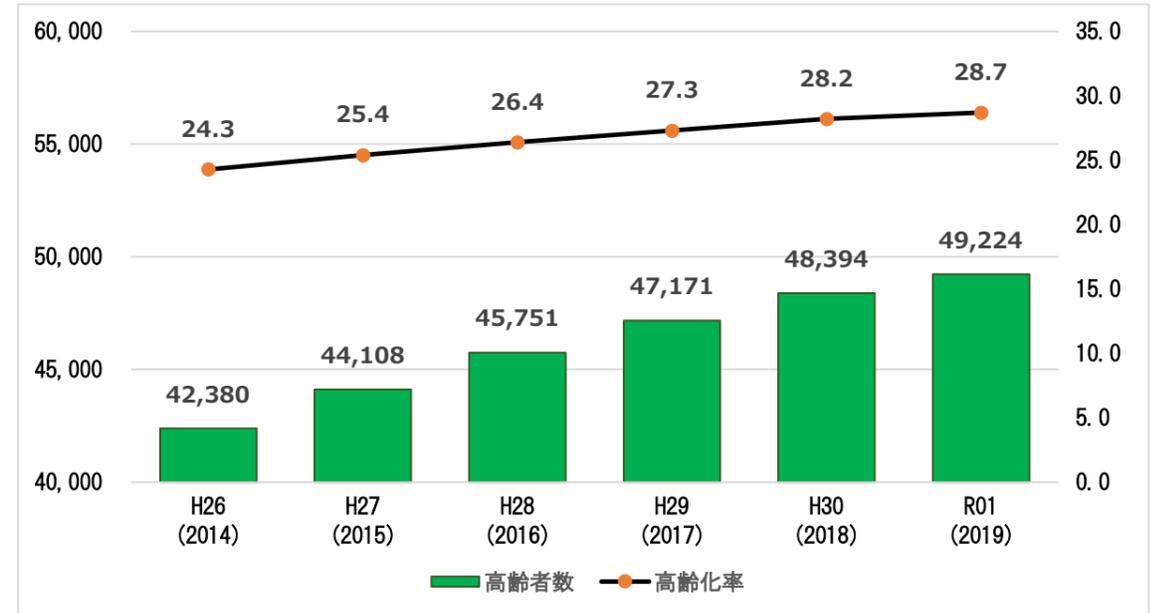


出典：市介護福祉課 各年4月1日

■ 高齢者の状況

苫小牧市の人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は平成26(2014)年度と比べ令和元(2019)年度には6,844人、高齢化率は4.4ポイント増加しています。少子高齢化に伴い、今後さらに高齢化が進むことが予想されています。

高齢化率の推移

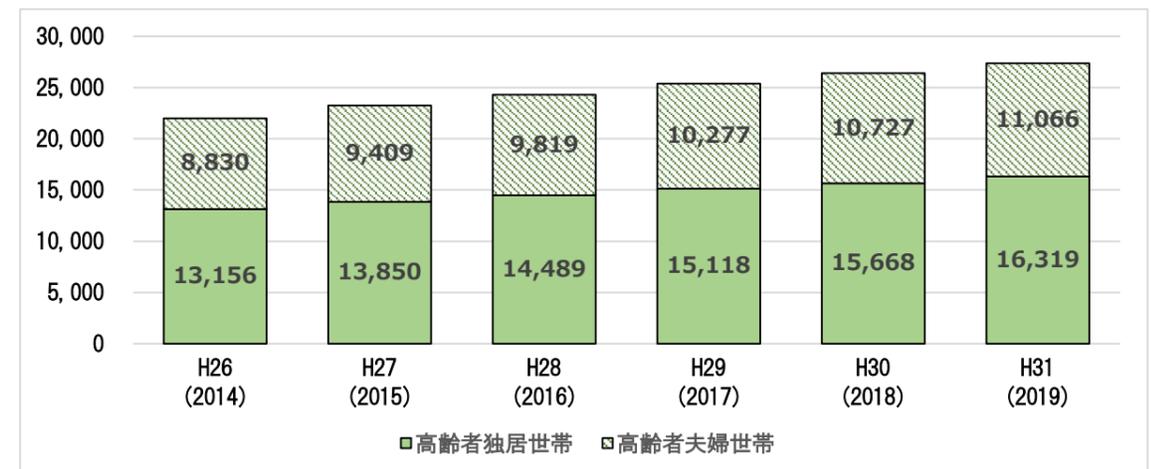


出典：住民基本台帳人口 各年9月末日

■ 高齢者の状況/高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯

6年間で高齢者独居世帯は2,236世帯、高齢者夫婦世帯については3,163世帯増加しており、孤立・孤独への対応が必要です。

高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯（世帯）



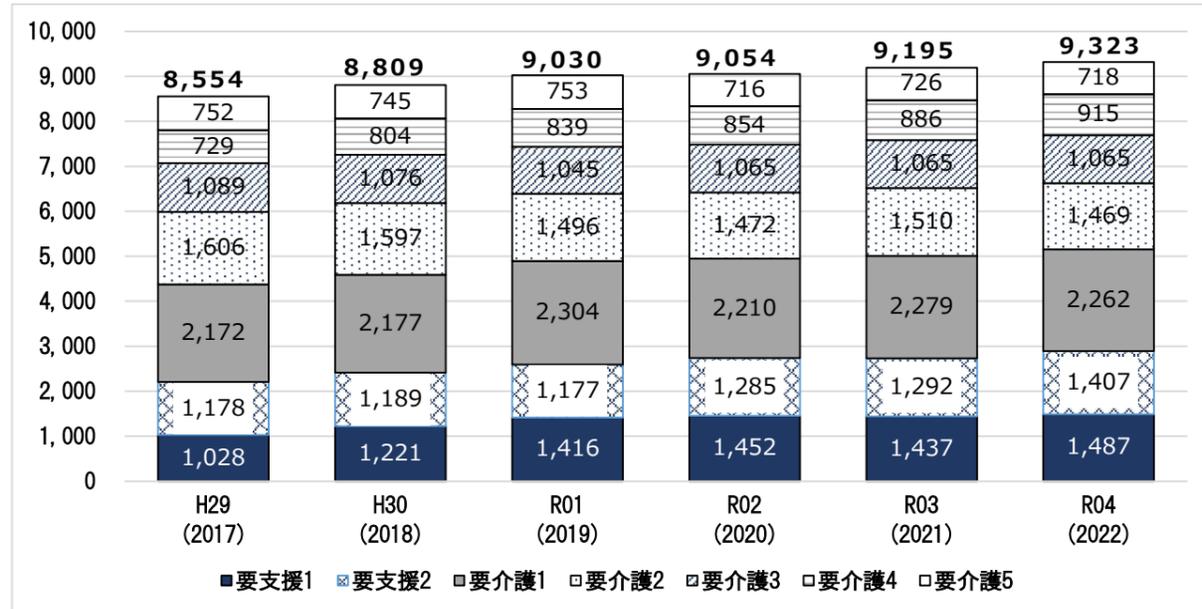
出典：市介護福祉課 各年4月1日

### ■ 高齢者の状況/要介護認定者数

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定者は、平成29（2017）年の8,554人から令和4（2022）年の9,323人と769人増加しています。

高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数は増加し、その中でも要支援1と要介護1の軽度層の人数が特に増えています。

要介護認定者数

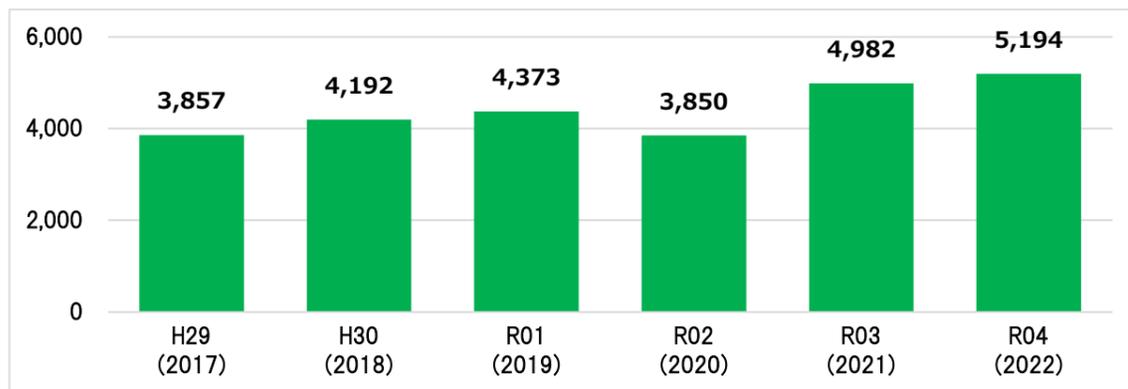


出典：介護保険事業状況報告（月報）各年9月末現在

### ■ 高齢者の状況/認知症高齢者数

要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上（認知症機能の低下）の認定者数は、令和4（2022）年で5,194人となっており、平成29（2017）年に比べて1,337人増加しています。認知症を支える体制づくり、介護者への支援が今後ますます必要になってきます。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上と判定される高齢者数



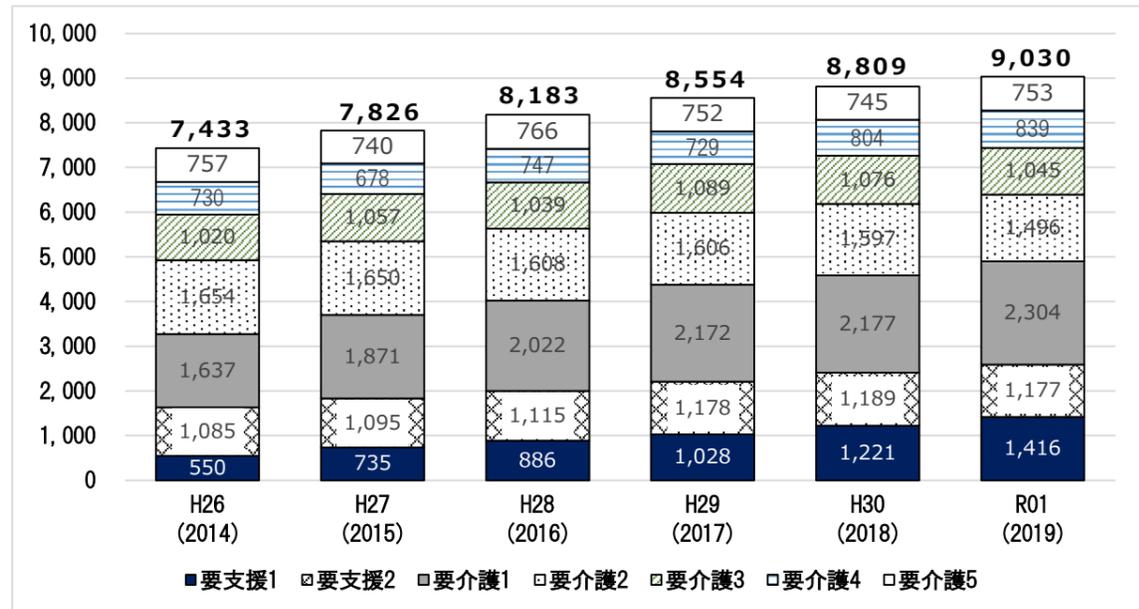
出典：市介護福祉課 各年4月1日

### ■ 高齢者の状況/要介護認定者数

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定者は、平成26（2014）年の7,433人から令和元（2019）年の9,030人と1,597人増加しています。

高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数は増加し、その中でも要支援1と要介護1の軽度層の人数が特に増えています。

要介護認定者数

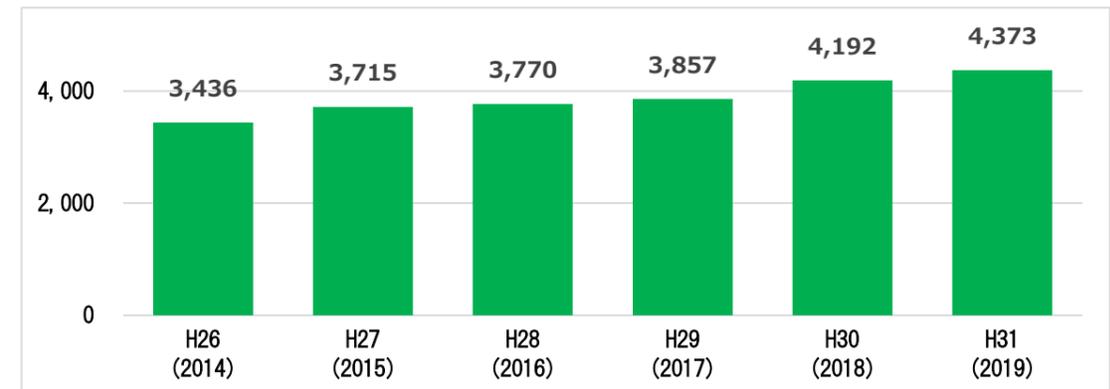


出典：介護保険事業状況報告（月報）各年9月末現在

### ■ 高齢者の状況/認知症高齢者数

要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上（認知症機能の低下）の認定者数は、令和元（2019）年で4,373人となっており、平成26（2014）年に比べて937人増加しています。認知症を支える体制づくり、介護者への支援が今後ますます必要になってきます。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上と判定される高齢者数

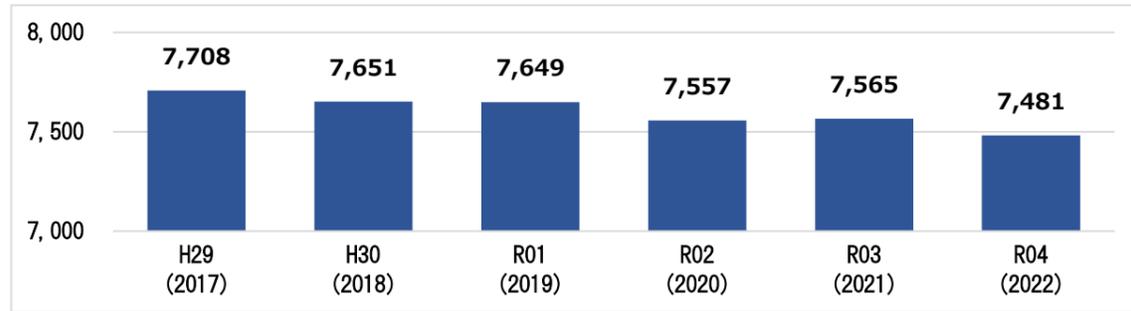


出典：市介護福祉課 各年4月1日

■障がいのある人の状況

本市の身体障害者手帳交付者数は、平成 29（2017）年度から減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者は増加傾向にあります。平成 25（2013）年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病の方が加わり、障がいの内容が多様化・複雑化しています。

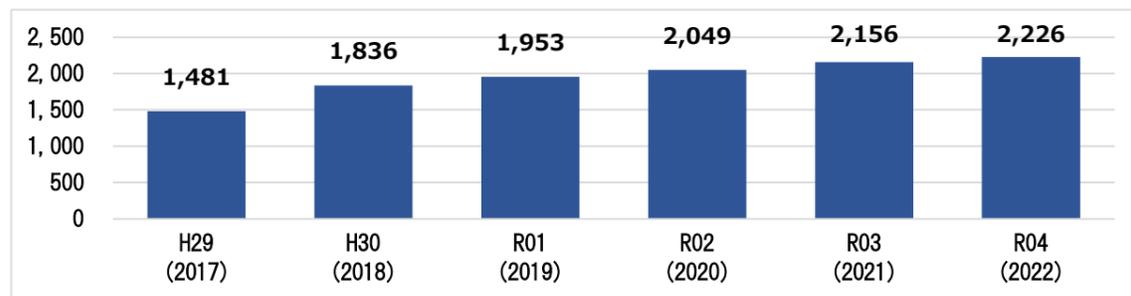
身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）



（身体の各機能に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当する方が対象：障がいの程度 1～6 級）

出典：市障がい福祉課 各年度末

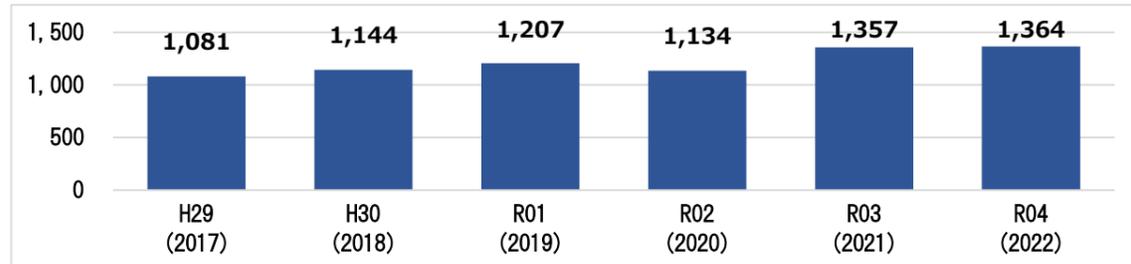
知的障がい者数（療育手帳交付者数）



（知能指数が判定の結果一定の基準を下回る方が対象：障がいの程度 A・B）

出典：市障がい福祉課 各年度末

精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）



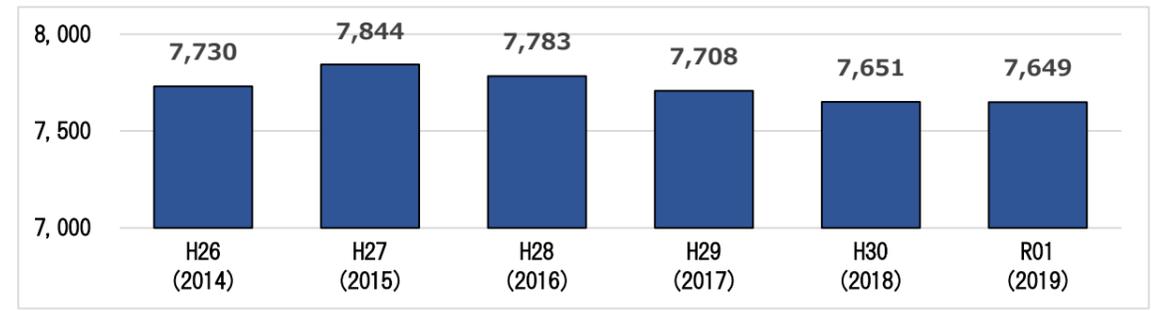
（精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が対象：障がいの程度 1～3 級）

出典：市障がい福祉課 各年度末

■障がいのある人の状況

本市の身体障害者手帳交付者数は、平成 27（2015）年度から減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者は増加傾向にあります。平成 25（2013）年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病の方が加わり、障がいの内容が多様化・複雑化しています。

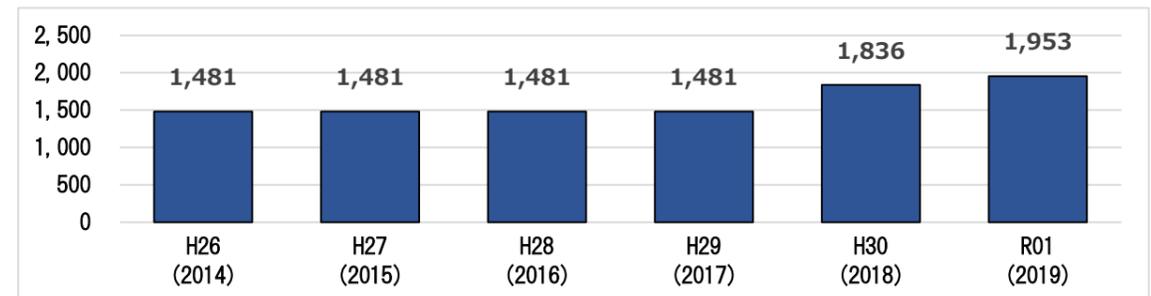
身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）



（身体の各機能に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当する方が対象：障がいの程度 1～6 級）

出典：市障がい福祉課 各年度末

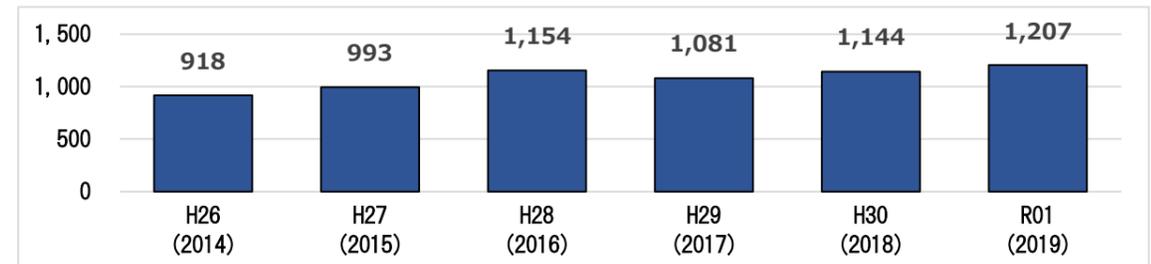
知的障がい者数（療育手帳交付者数）



（知能指数が判定の結果一定の基準を下回る方が対象：障がいの程度 A・B）

出典：市障がい福祉課 各年度末

精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）



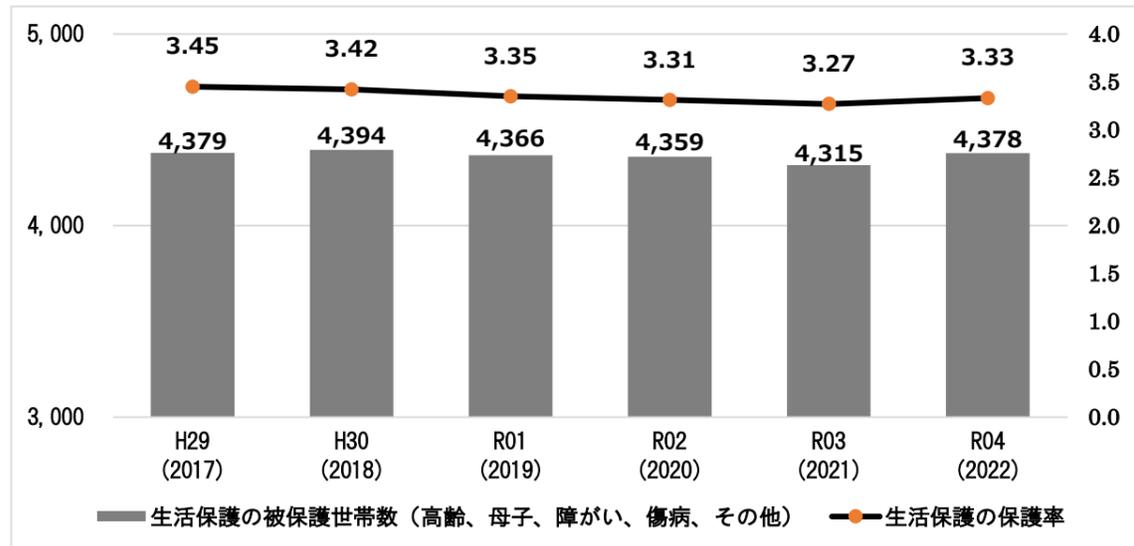
（精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が対象：障がいの程度 1～3 級）

出典：市障がい福祉課 各年度末

■生活保護の状況

本市の生活保護受給世帯数及び保護率は、微減の傾向ですが、依然高い水準で推移しています。

生活保護世帯数と保護率（％）

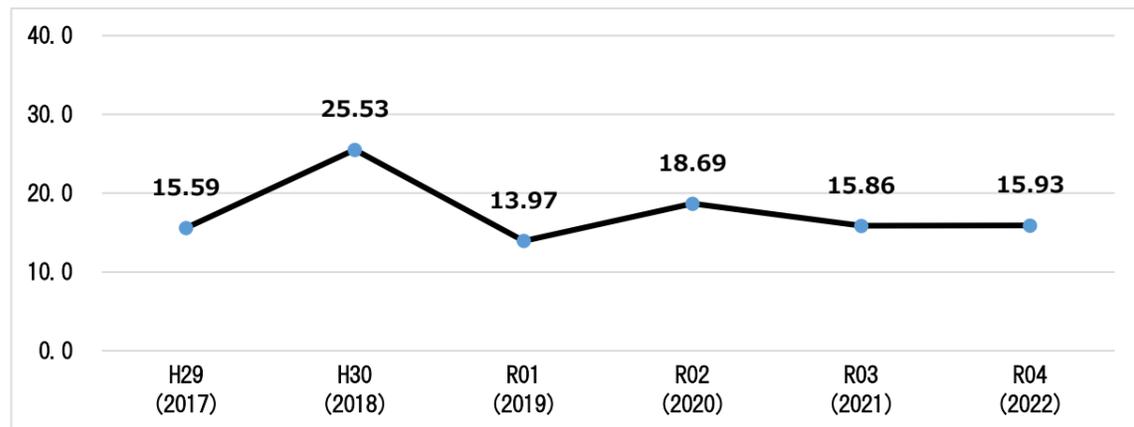


出典：市生活支援室 各年度末

■健康／自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、年によって増減を繰り返していますが、減少傾向にあります。身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聴き、適切な対応をとることだけではなく、保健医療、福祉、教育、労働等の関係機関との生きることの包括的支援を行う必要があります。

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）

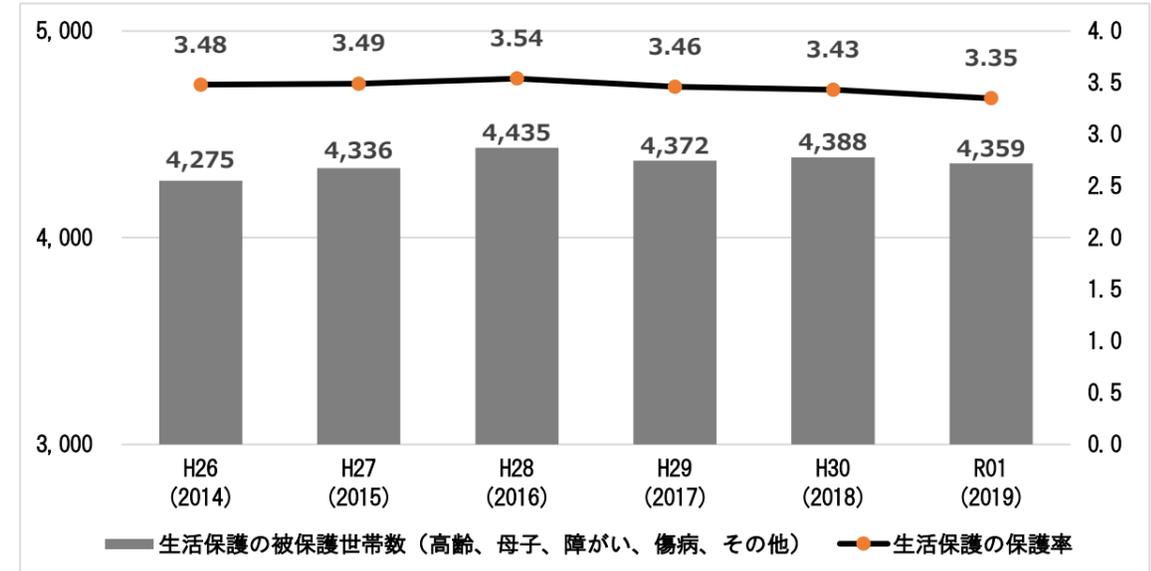


出典：市健康支援課 各年12月末

■生活保護の状況

本市の生活保護受給世帯数及び保護率は、微減の傾向ですが、依然高い水準で推移しています。

生活保護世帯数と保護率（％）

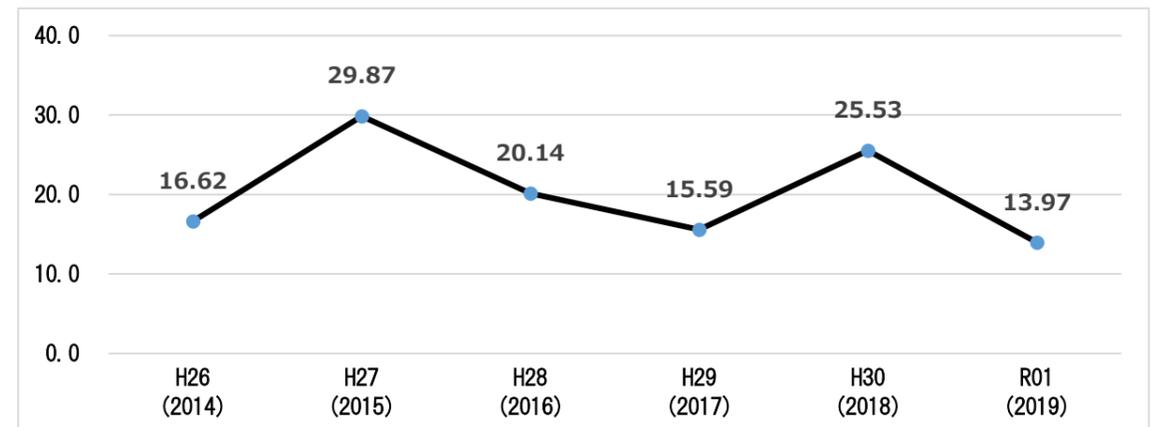


出典：市生活支援室 各年度末

■健康／自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、年によって増減を繰り返していますが、減少傾向にあります。身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聴き、適切な対応をとることだけではなく、保健医療、福祉、教育、労働等の関係機関との生きることの包括的支援を行う必要があります。

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）

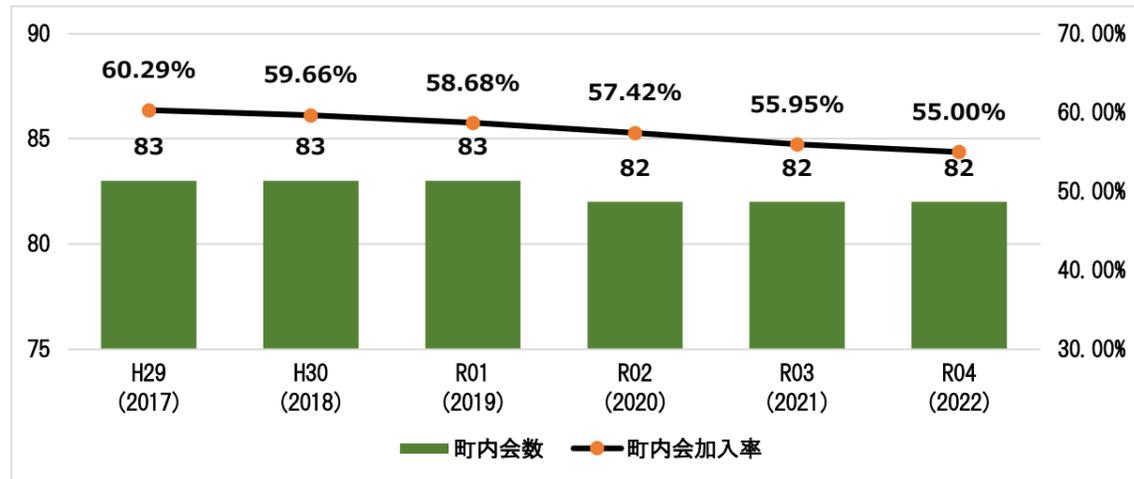


出典：市健康支援課 各年12月末

■ 地域／町内会加入率

町内会の加入率は減少傾向にあり、市民意識調査においても地域のつながりが希薄になったとの意見があることから、地域の様々な人との交流を通じて、地域で支えあうネットワークづくりを進めていく必要があります。

町内会の加入率



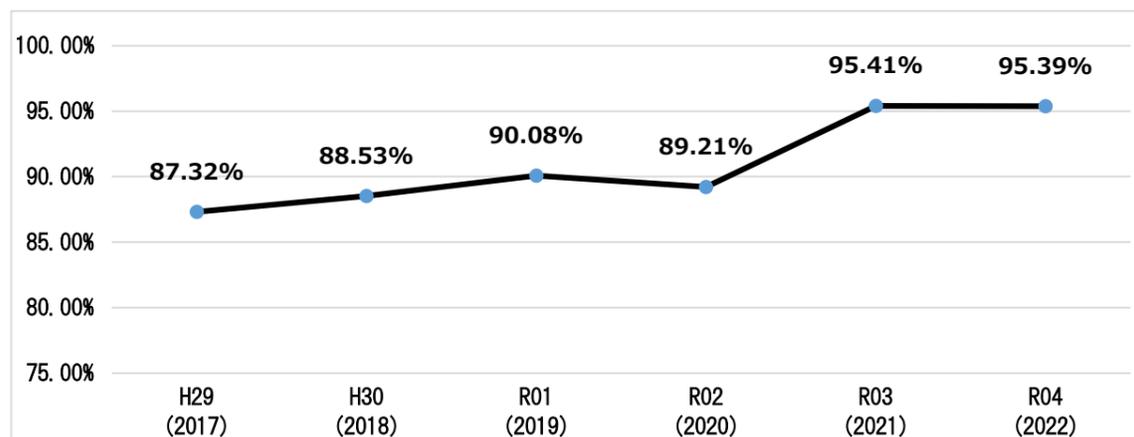
出典：市市民生活課 各年4月1日

■ 地域／自主防災組織世帯カバー率

自主防災組織とは、地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」ため立ち上げる組織のことです。この組織は、地域の防災活動の拠点となるとともに、地域が協力し合うため、防災効果がより一層向上します。

苫小牧市では、平成7(1995)年から町内会の協力を得て組織を立ち上げ、令和4(2022)年時点では、82町内会中71町内会が自主防災組織を設立し、自主防災組織世帯カバー率は9割を超え、自助の取組が進められています。

自主防災組織世帯カバー率

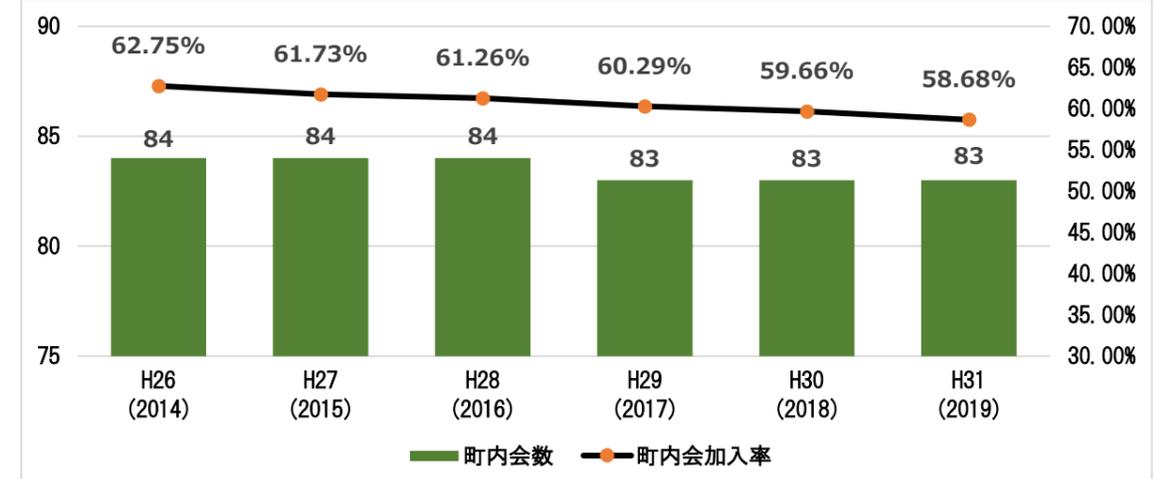


出典：市危機管理室 各年6月1日

■ 地域／町内会加入率

町内会の加入率は減少傾向にあり、市民意識調査においても地域のつながりが希薄になったとの意見があることから、地域の様々な人との交流を通じて、地域で支えあうネットワークづくりを進めていく必要があります。

町内会の加入率



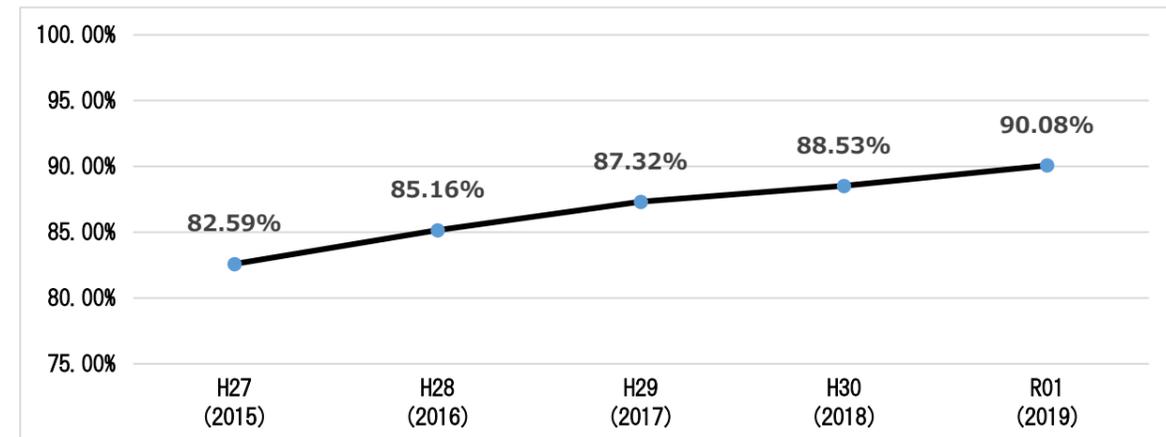
出典：市市民生活課 各年4月1日

■ 地域／自主防災組織世帯カバー率

自主防災組織とは、地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」ため立ち上げる組織のことです。この組織は、地域の防災活動の拠点となるとともに、地域が協力し合うため、防災効果がより一層向上します。

苫小牧市では、平成7(1995)年から町内会の協力を得て組織を立ち上げ、令和元(2019)年時点では、83町内会中71町内会が自主防災組織を設立し、自主防災組織世帯カバー率は9割を超え、自助の取組が進められています。

自主防災組織世帯カバー率

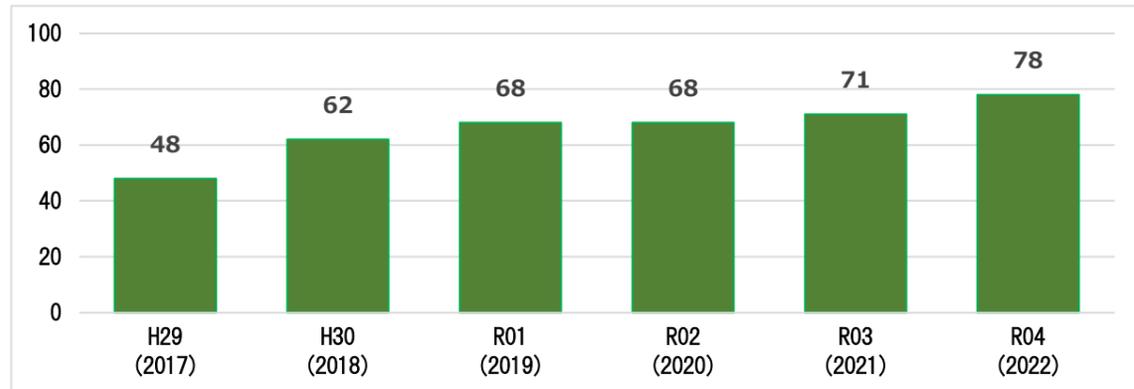


出典：市危機管理室 各年6月1日

■ 地域／ふれあいサロン

苫小牧市社会福祉協議会で進めている「ふれあいサロン」は、年々増加傾向にあります。今後も誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、地域活動を生み出す拠点整備を進めていく必要があります。

ふれあいサロン数



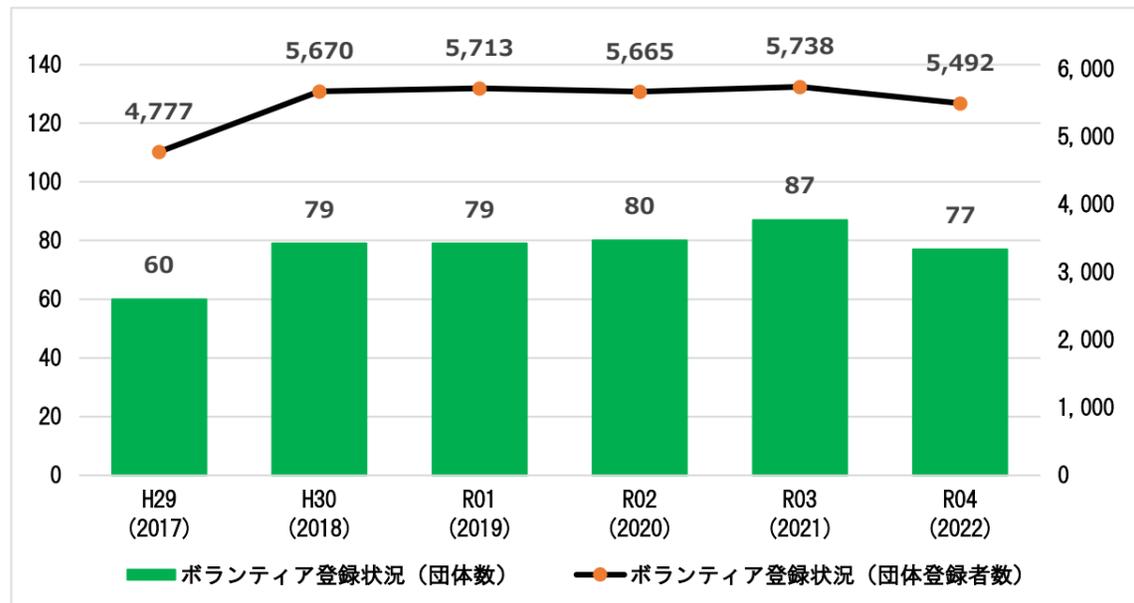
出典：苫小牧市社会福祉協議会 各年度末

■ 地域／ボランティア登録

苫小牧市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターへのボランティア登録団体数及び団体登録者数は、**近年、横ばい**傾向にあります。

平成24(2012)年度より開始した、介護支援いきいきポイント事業によるボランティア活動実人数も**同様で**あり、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を**進めていく必要があります。**

ボランティア登録（団体数及び団体登録者数）

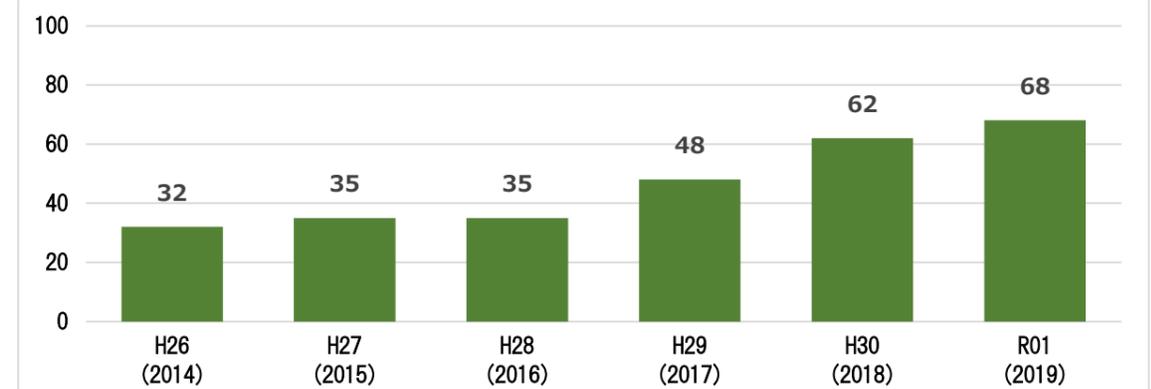


出典：苫小牧市社会福祉協議会 各年度末

■ 地域／ふれあいサロン

苫小牧市社会福祉協議会で進めている「ふれあいサロン」は、年々増加傾向にあります。今後も誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、地域活動を生み出す拠点整備を進めていく必要があります。

ふれあいサロン数



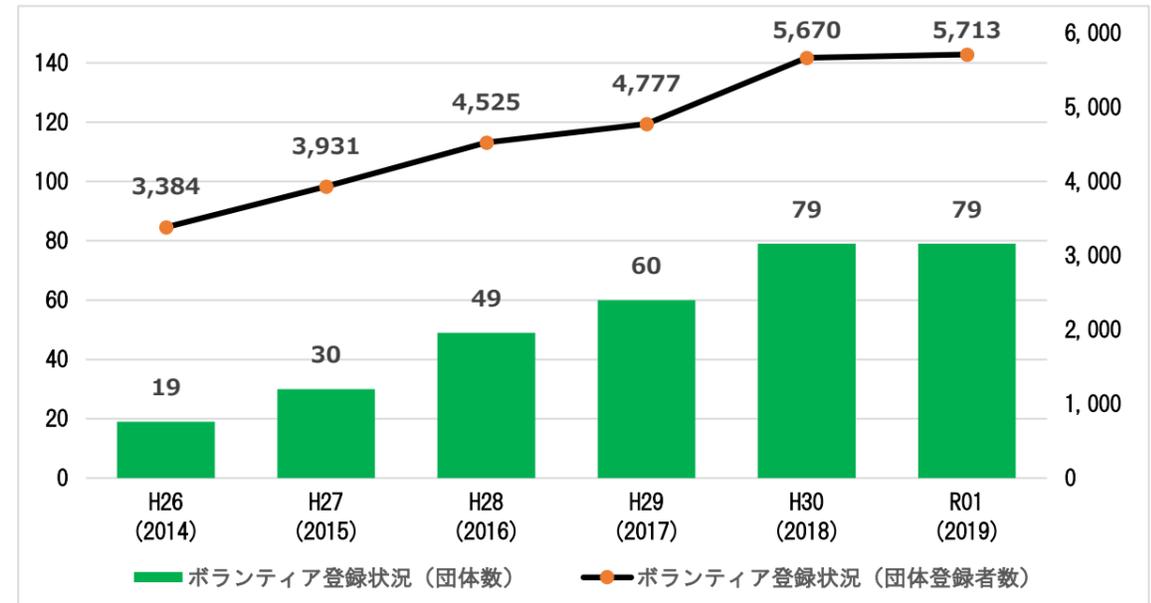
出典：苫小牧市社会福祉協議会 各年度末

■ 地域／ボランティア登録

苫小牧市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターへのボランティア登録団体数及び団体登録者数は、**増加傾向**にあります。

平成24(2012)年度より開始した、介護支援いきいきポイント事業によるボランティア活動実人数も**増加傾向に**あり、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防が**進められています。**

ボランティア登録（団体数及び団体登録者数）



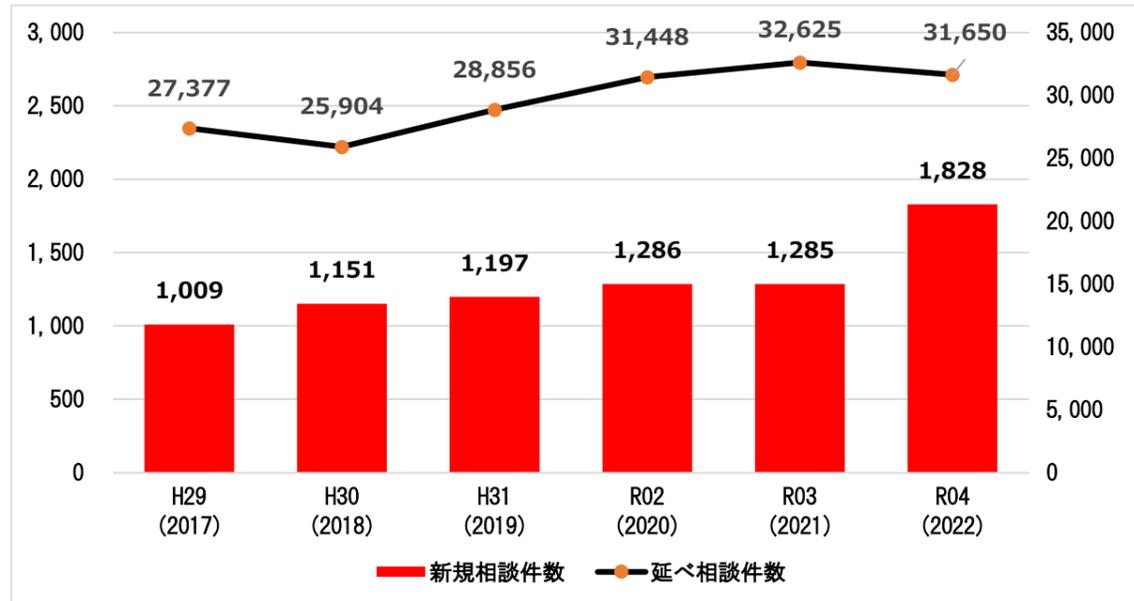
出典：苫小牧市社会福祉協議会 各年度末

改正案

■ 相談の状況

地域包括支援センターへの延べ相談件数は、年々増加傾向にあります。要支援、要介護といった、高齢化の状況を勘案した相談支援体制の充実が求められます。

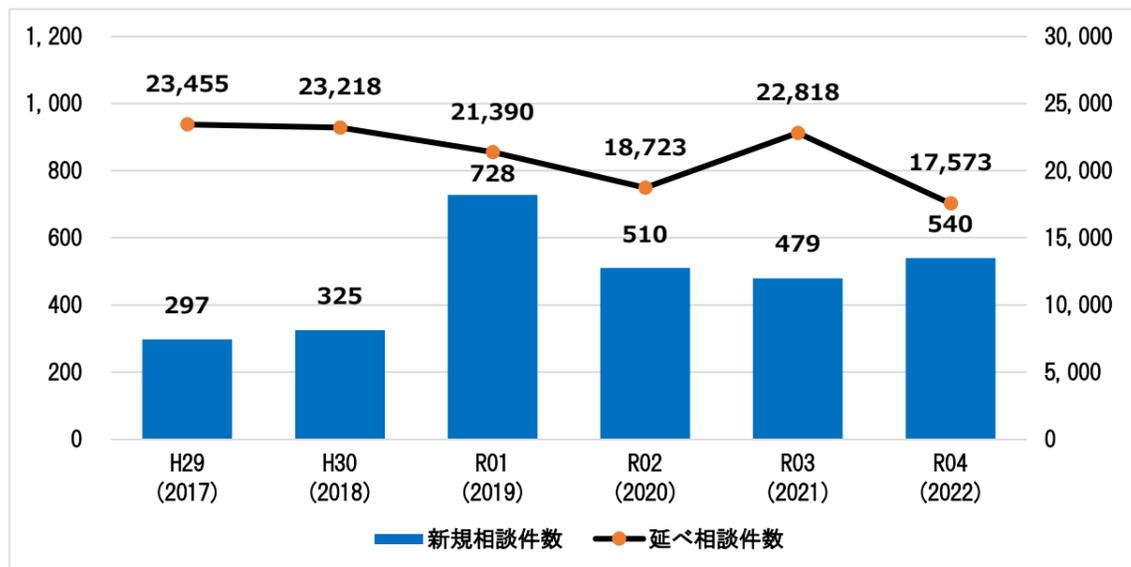
地域包括支援センターの相談件数



出典：市介護福祉課 各年度末

基幹相談支援センターへの延べ相談件数及び新規相談件数は、横ばい傾向にありますが、地域で生活する障がい者の自立した生活への支援が求められています。

基幹相談支援センターの相談件数



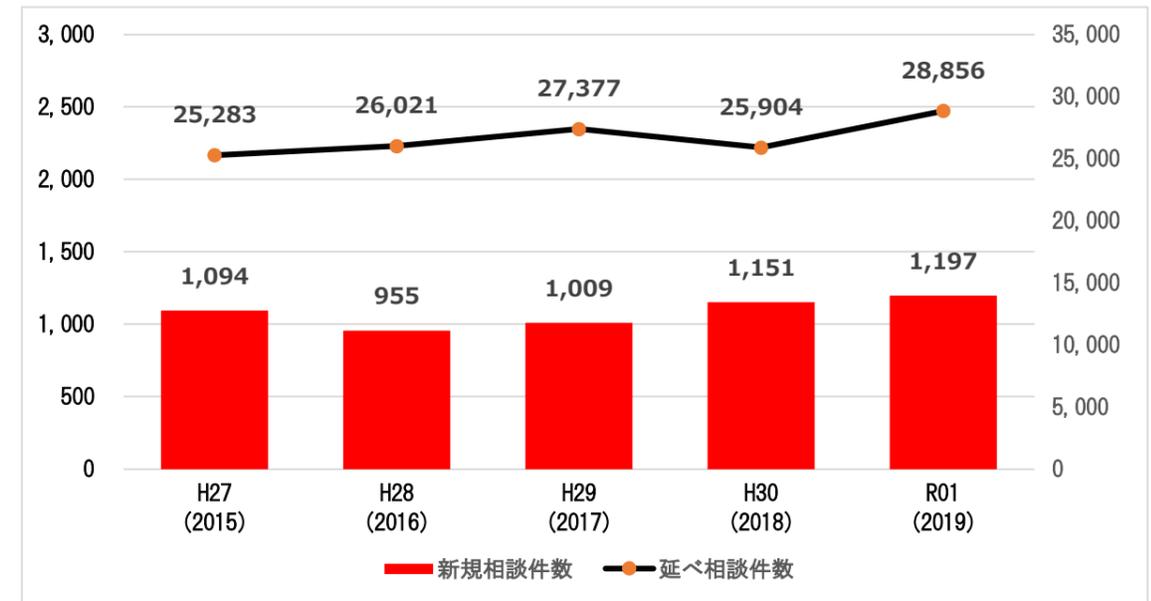
出典：市障がい福祉課 各年度末

改正前

■ 相談の状況

地域包括支援センターへの延べ相談件数は、年々増加傾向にあります。要支援、要介護といった、高齢化の状況を勘案した相談支援体制の充実が求められます。

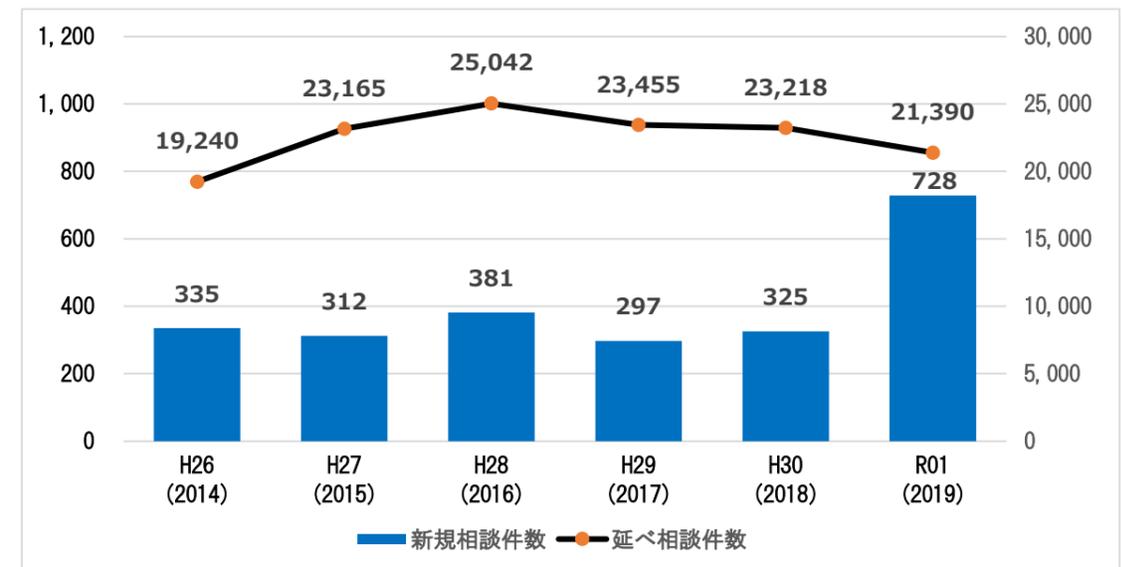
地域包括支援センターの相談件数



出典：市介護福祉課 各年度末

基幹相談支援センターへの延べ相談件数は、横ばい傾向にありますが、新規相談件数が増加傾向にあり、地域で生活する障がい者の自立した生活への支援が求められています。

基幹相談支援センターの相談件数

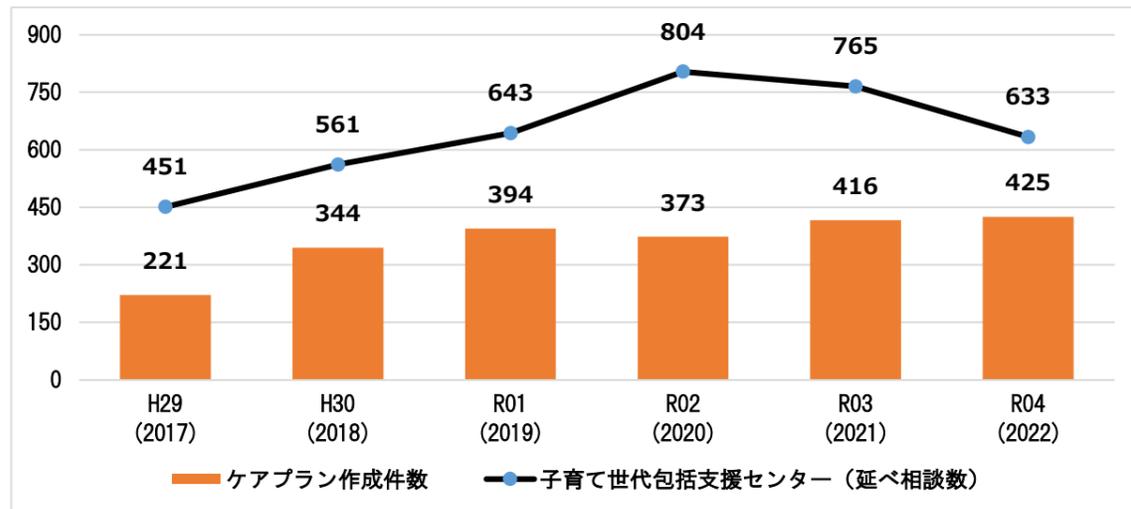


出典：市障がい福祉課 各年度末

改正案

子育て世代包括支援センターへの延べ相談件数は年々増加傾向にありましたが、令和2年をピークに減少に転じています。妊娠期から子育て期に不安や悩みがあり、保健師や助産師からの支援が求められています。

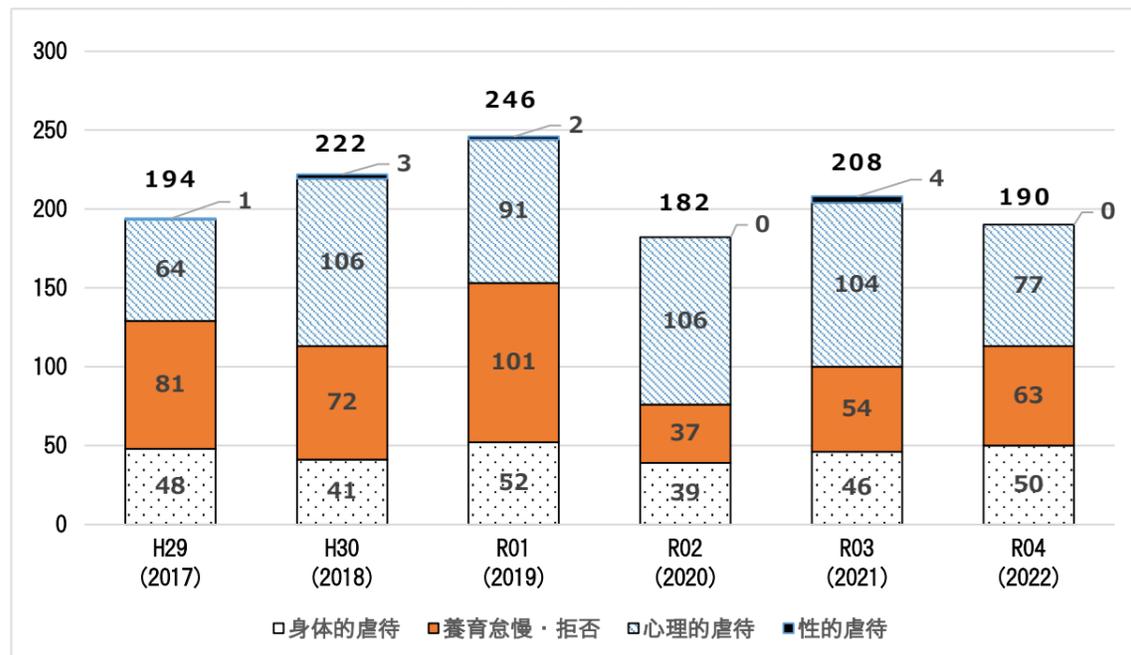
子育て世代包括支援センター相談件数



出典：市健康支援課 各年度末

児童虐待の対応について、身体的虐待や養育怠慢・拒否（ネグレクト）が増加しています。児童虐待の未然防止の観点からも、関係機関との連携が求められています。

児童虐待対応件数

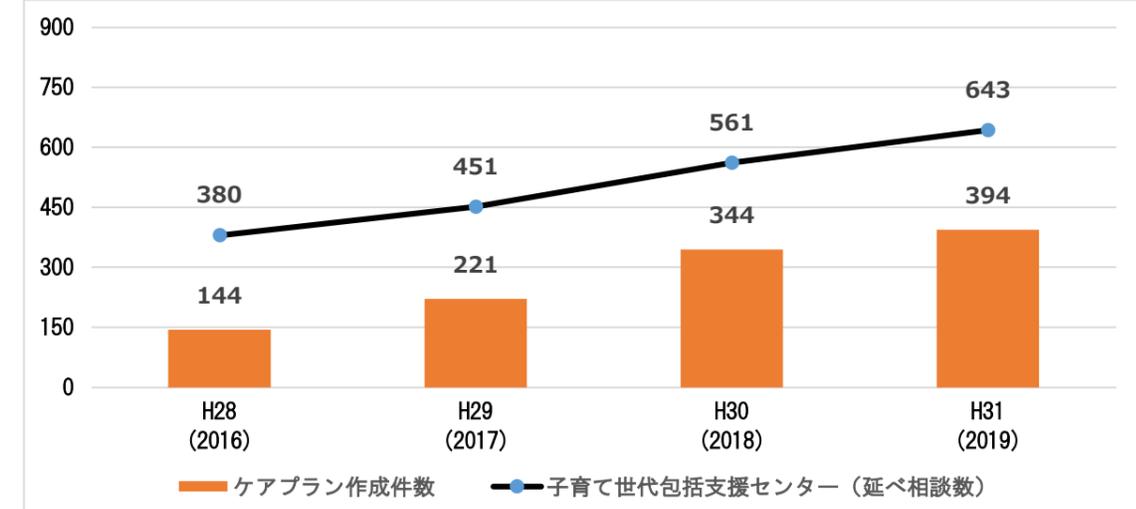


出典：市こども相談課 各年度末

改正前

子育て世代包括支援センターへの延べ相談件数は年々増加傾向にあります。妊娠期から子育て期に不安や悩みがあり、保健師や助産師からの支援が求められています。

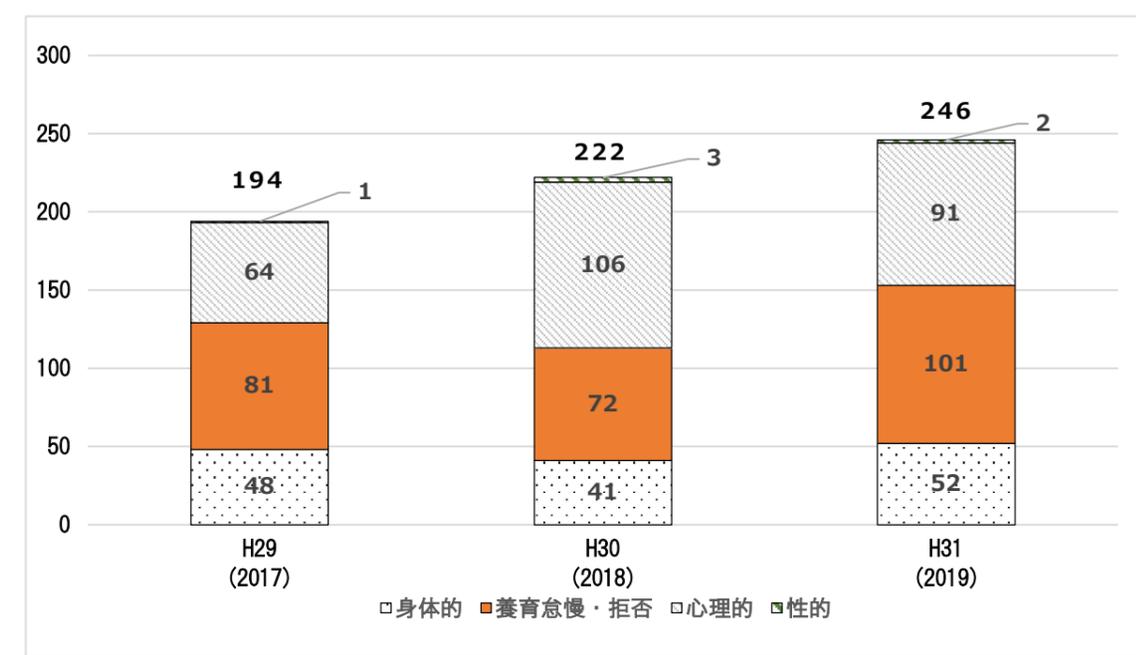
子育て世代包括支援センター相談件数



出典：市健康支援課 各年3月末日

児童虐待の対応について、身体的虐待や養育怠慢・拒否（ネグレクト）が増加しています。児童虐待の未然防止の観点からも、関係機関との連携が求められています。

児童虐待対応件数

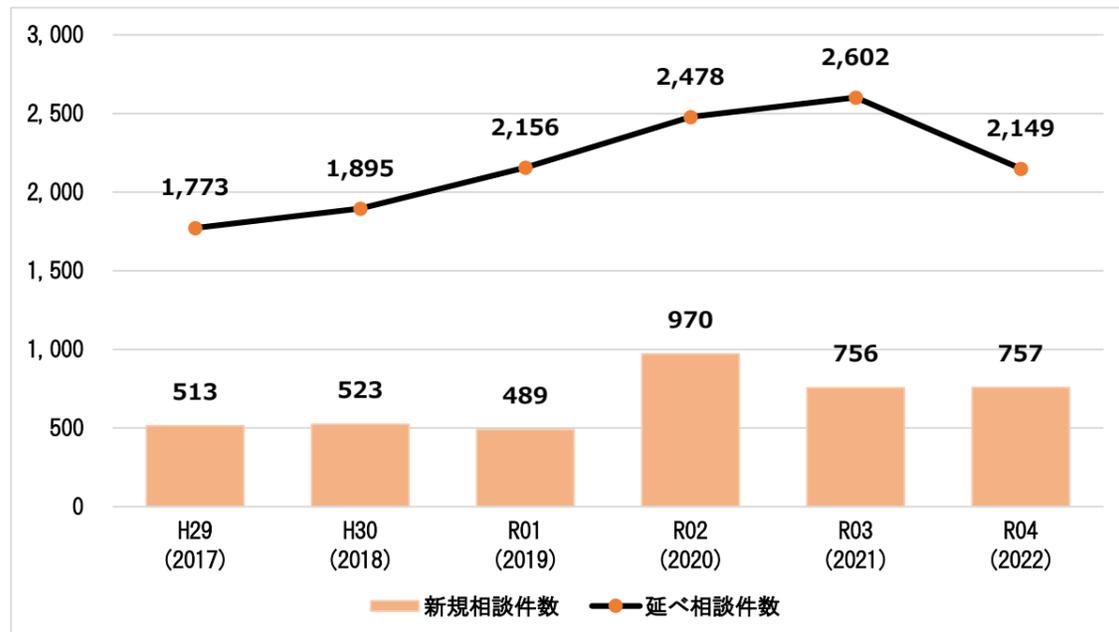


出典：市こども支援課 各年3月末日

改正案

生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数は増加傾向にあります。相談者へ寄り添う伴走型の支援が求められています。

生活困窮者相談件数



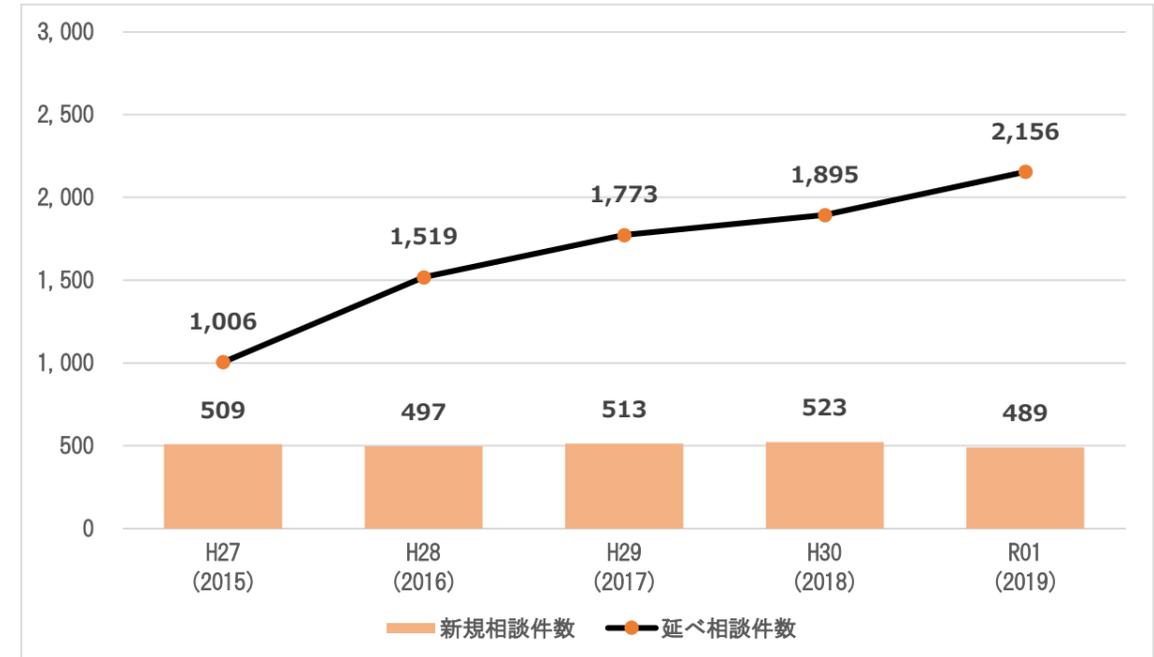
出典：市総合福祉課 各年度末

(以下、略)

改正前

生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数は増加傾向にあります。相談者へ寄り添う伴走型の支援が求められています。

生活困窮者相談件数



出典：市総合福祉課 各年度末

(以下、略)



改正案	改正前																																																																																																												
<p><b>3 評価指標</b></p> <p><b>基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり</b></p> <p>(略)</p> <p>施策2 権利擁護の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>指標</th> <th>基準値 (R1)</th> <th>目標値 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 成年後見制度等の利用促進</td> <td>市民後見人受任件数</td> <td>22 件</td> <td>98 件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>基本目標2 共に支えあう地域づくり</b></p> <p>施策3 地域を担う人づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>指標</th> <th>基準値 (R1)</th> <th>目標値 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑨ ボランティア活動の推進と支援</td> <td>介護支援いきいきポイント事業活動延人数</td> <td>2,300 人</td> <td>3,250 人</td> </tr> <tr> <td>雪かきボランティア登録者数</td> <td>519 人</td> <td>570 人</td> </tr> <tr> <td>市民ボランティア講座参加者数</td> <td>81 人</td> <td>100 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策4 地域福祉活動の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>指標</th> <th>基準値 (R1)</th> <th>目標値 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">⑪ 地域の防災活動の推進</td> <td>避難行動要支援者協定締結町内会数</td> <td>43 町内会</td> <td>60 町内会</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織世帯カバー率</td> <td>90.08%</td> <td>96.00%</td> </tr> <tr> <td>防災出前講座開催数</td> <td>45 回</td> <td>50 回</td> </tr> <tr> <td>災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数</td> <td>登録者研修 78 名 初心者研修 40 名</td> <td>登録者研修 80 名 初心者研修 40 名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑫ 地域支えあいの機能の充実</td> <td>高齢者等見守り活動登録事業者数</td> <td>135 事業所</td> <td>153 事業所</td> </tr> <tr> <td>コミュニティソーシャルワーカー相談件数</td> <td>14 件</td> <td>100 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	⑤ 成年後見制度等の利用促進	市民後見人受任件数	22 件	98 件	取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	(略)				⑨ ボランティア活動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300 人	3,250 人	雪かきボランティア登録者数	519 人	570 人	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人	取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	(略)				⑪ 地域の防災活動の推進	避難行動要支援者協定締結町内会数	43 町内会	60 町内会	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	96.00%	防災出前講座開催数	45 回	50 回	災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名	⑫ 地域支えあいの機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所	コミュニティソーシャルワーカー相談件数	14 件	100 件	<p><b>3 評価指標</b></p> <p><b>基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり</b></p> <p>(略)</p> <p>施策2 権利擁護の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>指標</th> <th>基準値 (R1)</th> <th>目標値 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 成年後見制度等の利用促進</td> <td>市民後見人数</td> <td>18 人</td> <td>40 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>基本目標2 共に支えあう地域づくり</b></p> <p>施策3 地域を担う人づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>指標</th> <th>基準値 (R1)</th> <th>目標値 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑨ ボランティア活動の推進と支援</td> <td>介護支援いきいきポイント事業活動延人数</td> <td>2,300 人</td> <td>3,250 人</td> </tr> <tr> <td>雪かきボランティア登録者数</td> <td>519 人</td> <td>555 人</td> </tr> <tr> <td>市民ボランティア講座参加者数</td> <td>81 人</td> <td>100 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策4 地域福祉活動の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>指標</th> <th>基準値 (R1)</th> <th>目標値 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">⑪ 地域の防災活動の推進</td> <td>避難行動要支援者協定締結町内会数</td> <td>43 町内会</td> <td>50 町内会</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織世帯カバー率</td> <td>90.08%</td> <td>91.00%</td> </tr> <tr> <td>防災出前講座開催数</td> <td>45 回</td> <td>50 回</td> </tr> <tr> <td>災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数</td> <td>登録者研修 78 名 初心者研修 40 名</td> <td>登録者研修 80 名 初心者研修 40 名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑫ 地域支えあいの機能の充実</td> <td>高齢者等見守り活動登録事業者数</td> <td>135 事業所</td> <td>153 事業所</td> </tr> <tr> <td>コミュニティソーシャルワーカー相談件数</td> <td>14 件</td> <td>30 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	⑤ 成年後見制度等の利用促進	市民後見人数	18 人	40 人	取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	(略)				⑨ ボランティア活動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300 人	3,250 人	雪かきボランティア登録者数	519 人	555 人	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人	取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	(略)				⑪ 地域の防災活動の推進	避難行動要支援者協定締結町内会数	43 町内会	50 町内会	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	91.00%	防災出前講座開催数	45 回	50 回	災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名	⑫ 地域支えあいの機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所	コミュニティソーシャルワーカー相談件数	14 件	30 件
取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)																																																																																																										
⑤ 成年後見制度等の利用促進	市民後見人受任件数	22 件	98 件																																																																																																										
取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)																																																																																																										
(略)																																																																																																													
⑨ ボランティア活動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300 人	3,250 人																																																																																																										
	雪かきボランティア登録者数	519 人	570 人																																																																																																										
	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人																																																																																																										
取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)																																																																																																										
(略)																																																																																																													
⑪ 地域の防災活動の推進	避難行動要支援者協定締結町内会数	43 町内会	60 町内会																																																																																																										
	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	96.00%																																																																																																										
	防災出前講座開催数	45 回	50 回																																																																																																										
	災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名																																																																																																										
⑫ 地域支えあいの機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所																																																																																																										
	コミュニティソーシャルワーカー相談件数	14 件	100 件																																																																																																										
取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)																																																																																																										
⑤ 成年後見制度等の利用促進	市民後見人数	18 人	40 人																																																																																																										
取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)																																																																																																										
(略)																																																																																																													
⑨ ボランティア活動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300 人	3,250 人																																																																																																										
	雪かきボランティア登録者数	519 人	555 人																																																																																																										
	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人																																																																																																										
取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)																																																																																																										
(略)																																																																																																													
⑪ 地域の防災活動の推進	避難行動要支援者協定締結町内会数	43 町内会	50 町内会																																																																																																										
	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	91.00%																																																																																																										
	防災出前講座開催数	45 回	50 回																																																																																																										
	災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名																																																																																																										
⑫ 地域支えあいの機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所																																																																																																										
	コミュニティソーシャルワーカー相談件数	14 件	30 件																																																																																																										

## 基本目標 1 自分らしく生きるための仕組みづくり

(略)

### 施策 1 包括的な相談支援体制の構築



複合的で複雑化した課題を抱えた人に対して、包括的に受け止め、多機関と連携し、分野を横断して総合的に支援することができる体制を構築します。

また、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係機関と議論を重ねながら実施体制等を整理します。

#### 取組方針①

#### 包括的な支援を行う体制づくり

8050問題や育児と介護のダブルケアなど、一つの世帯において複合的な課題を抱え、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例や、既存の制度では対応が困難な「制度の狭間の課題」が顕在化しています。こうした地域住民の様々な支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業」が令和3年(2021年)4月に施行されたことから、本市においても実施に向けた取組を進めます。

<削除>

また、相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、**児童福祉**、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備し、ふくし総合相談窓口の機能強化を図ります。

#### ◆重層的支援体制整備事業実施に向けた取組

重層的支援体制整備事業(以下、「本事業」といいます。)は、地域住民の様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業です。

この3つの支援は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、

## 基本目標 1 自分らしく生きるための仕組みづくり

(略)

### 施策 1 包括的な相談支援体制の構築



複合的で複雑化した課題を抱えた人に対して、包括的に受け止め、多機関と連携し、分野を横断して総合的に支援することができる体制を構築します。

また、包括的支援体制の構築のため体制整備のプロセスや検討方法を整理します。

#### 取組方針①

#### 包括的な支援を行う体制づくり

8050問題や育児と介護のダブルケアなど、一つの世帯において複合的な課題を抱え、地域から孤立し、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例が顕在化しています。こうしたことから、地域住民の複雑化した支援ニーズに早期に対応するため、積極的なアウトリーチや各種分野の会議等を活用しながら、包括的な支援を行う体制づくり

を進めます。

重層的支援体制整備事業の実現に向けて取り組むために、多機関連携の必要性を共有し体制整備のプロセスや検討方法を整理します。

相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備し、ふくし総合相談窓口の機能強化を図ります。

#### ◆重層的支援体制整備事業実施に向けた取組 <新設>

改正案

改正前

地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築し強化するものです。

専門職による支援だけではなく、地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りなどによる重層的なセーフティネットを構築することにより、地域生活課題の早期発見に努めます。

なお、包括的な支援体制の整備に向けた取組は、これまでも様々な主体で、様々な形態で行われてきたことから、本事業の構築に際しては、関係者と議論を重ね既存の取組を活かしながら進めます。

【各事業の概要】

1 包括的支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
2 参加支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりをつくるための支援を行う</li> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
3 地域づくり事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
5 多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・本事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>

本市は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を令和 6 年度中に策定予定です。

本事業を活用し、さらなる包括的支援体制の整備を推進していきます。

改正案

担当課 介護福祉課/障がい福祉課/こども相談課/  
総合福祉課/青少年課

No	取組項目	取組内容	担当課
1	各支援機関との連携強化	<p><b>(地域ケア圏域会議)</b> 日頃の活動で把握した地域課題を各圏域の地域課題と捉え、それらの課題を解決するための、圏域でのインフォーマルサービスや地域の見守りネットワーク等の資源開発や、圏域全体を通じての関係団体とのネットワーク構築を目的とします。</p> <p><b>(地域自立支援協議会)</b> 地域における相談支援事業の適切な実施を図り、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設け、地域のサービス基盤の整備を進めていきます。</p> <p><b>(要保護児童対策地域協議会)</b> 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、児童に関係する機関と連携して取り組みます。</p> <p><b>(生活困窮者自立支援ネットワーク会議、重層的支援体制整備及び生活困窮者支援に係る庁内関係部署連携会議)</b> 地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備すること(以下「重層的支援体制整備」という。)及び就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、身体的・精神的・経済的理由等から、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者(以下「生活困窮者」という。)の早期把握のため、直接市民等と接し、生活上の相談や近隣住民の生活状況を心配する相談等、様々な相談を受ける機会のある各部署との連携を図ります。</p>	介護福祉課 障がい福祉課 こども相談課 総合福祉課 青少年課

改正前

担当課 介護福祉課/障がい福祉課/こども支援課/  
総合福祉課/\_\_\_\_\_

No	取組項目	取組内容	担当課
1	各支援機関との連携強化	<p><b>(地域包括支援センター運営協議会)</b> 地域包括支援センターの運営が継続的かつ安定した事業となるよう、地域包括支援センター運営協議会において定期的な点検・評価を行います。</p> <p><b>(地域自立支援協議会)</b> 地域における相談支援事業の適切な実施を図り、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設け、地域のサービス基盤の整備を進めていきます。</p> <p><b>(要保護児童対策地域協議会)</b> 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、児童に関係する機関と連携して取り組みます。</p> <p><b>(生活困窮者自立支援ネットワーク会議、生活困窮者庁内関係部署連携会議_____)</b> 失業、疾病、低収入、借金、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を抱えている生活困窮者に対して、自立に向けた相談支援を実施します。また、ネットワーク会議等を開催し、庁内外の関係部署・機関と連携強化を図ります。</p>	介護福祉課 障がい福祉課 こども支援課 総合福祉課

改正案				改正前			
		(子ども・若者支援地域協議会) 地域の関係機関と連携し、困難を有する子ども・若者に対する横断的、重層的な支援体制の整備に取り組みます。				(子ども・若者支援地域協議会) ＜新設＞	
2	ふくし総合相談窓口機能の充実	相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、 <b>児童福祉</b> 、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図ります。	総合福祉課	2	ふくし総合相談窓口機能の充実	相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、 <b>生活保護</b> 、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図ります。	総合福祉課
<b>評価指標</b> (略)				<b>評価指標</b> (略)			
<b>取組方針②</b> <b>福祉サービスの質の向上</b> (略)				<b>取組方針②</b> <b>福祉サービスの質の向上</b> (略)			
<b>取組方針③</b> <b>福祉専門職の支援体制づくり</b> (略)				<b>取組方針③</b> <b>福祉専門職の支援体制づくり</b> (略)			
<b>取組方針④</b> <b>居住に課題を抱える方への横断的な支援</b> (略)				<b>取組方針④</b> <b>居住に課題を抱える方への横断的な支援</b> (略)			

施策2 権利擁護の推進



(略)

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」といいます。）が施行されてから、6年が経過しました。本市においては、平成28年5月に成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を開設し、令和4年4月には支援対象範囲に厚真町、安平町及びむかわ町を加えてセンターを広域設置するとともに中核機関へ移行する等、成年後見制度の利用にかかる体制整備を進めてきました。

国の動きとしては、第一期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：平成29～令和3年度）における取組を踏まえて、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」といいます。）が閣議決定され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするだけでなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す、新たな段階へと移行しています。

第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。

本編は、法第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置づけ、第二期計画の趣旨を踏まえながら、以下のとおり各種施策を推進します。

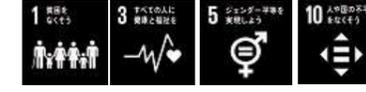
担当課 総合福祉課/とまこまい成年後見支援センター

取組項目① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークは、包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを通し、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目標として整備されるものです。

本市では、重層的支援体制整備と連携を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを目指します。

施策2 権利擁護の推進



(略)

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症、知的障がいその他精神上的障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことは、社会の喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資することです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、現状では十分に利用が進んでいるとは言えません。

権利擁護ニーズが地域で埋もれることなく、成年後見制度を適切に利用できるよう、早期相談・支援につなげるための地域連携のネットワークを構築するとともに、支援に携わる人材や市民後見人の確保・育成を行い、制度を円滑に運用する体制づくりが必要となります。地域における権利擁護の必要な人に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進めます。

本編は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、以下のとおり各種施策を推進します。

担当課 総合福祉課/\_\_\_\_\_成年後見支援センター

取組項目① 地域連携ネットワークの構築

「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に、地域や関係機関等と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築します。

改正案

改正前

No	取組項目	取組内容
14	包括的・多層的な支援体制の構築	中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりにより、権利擁護支援の包括的・多層的な支援体制の構築を目指します。
	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、地域連携ネットワークづくりを通じて、権利擁護支援策の一層の充実を図ります。

No	取組項目	取組内容
14	合議体の設置・運営の検討	行政・法律・医療・福祉・金融・地域等の関係機関や団体、家庭裁判所との連携の仕組みを構築し、権利擁護支援に関する合議体の設置・運営について検討します。
	チームによる支援の検討	後見人・関係者を含めたチームにより、権利擁護の必要な方への支援体制を構築します。また、上記チームによるケース会議を開催し、情報共有や支援の方向性等について検討を行います。

取組項目② 中核機関の体制整備

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、地域連携ネットワークにおける調整役として、相談機能の充実、相談業務に携わる人材育成など、中核機関の更なる体制及び機能の強化を図ります。

取組項目② 中核機関の体制整備

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、市と成年後見支援センターとの協働による中核機関を設置します。中核機関は、地域連携ネットワークにおける調整役として関係機関とともに意思決定支援に取り組み、広域化についても周辺各町と協議・検討を行います。

また、今後見込まれる相談件数の増加に対応するため、相談機能の強化、相談業務に携わる人材の育成に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置・運営	市とセンターが中核機関を設置し、連携を図りながら運営を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市のふくし総合相談窓口等を一次相談窓口、センターを二次相談窓口と位置づけ、相談員のスキルアップと育成に取り組みます。
	受任調整機能の充実	受任調整会議を定期的で開催し、本人にとって適切な後見人が選任されるよう、マッチング機能の更なる充実に努めます。
	3町との連携体制の維持・強化	苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町によるセンターの広域設置体制の維持・強化のため、市が事務局となって3町及びセンターとの調整役を担います。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置	市と成年後見支援センターによる中核機関を設置し、その役割分担についての整理を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市と成年後見支援センターによる新たな相談体制を構築し、相談員のスキルアップ、育成に取り組みます。後見支援センターの体制強化についても検討を行います。
	受任調整機能の充実	受任調整会議(マッチング機能)をより充実させるため、被後見人対象者のニーズ把握の方法について検討します。
	周辺町と広域化についての検討	本市の周辺各町と中核機関の広域化について、協議・検討を行います。

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発  
(略)

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発  
(略)

改正案

取組項目④ 市民後見人の育成及び法人後見実施団体への支援

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

また、法人後見実施団体へ補助金を交付することにより、地域における担い手の活動を支援します。

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。
	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。
	法人後見実施団体への支援	市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

(略)

取組項目⑥ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用者への支援

身寄りのいない人や虐待事案等について、市町村長申立てを適切に実施し、権利擁護支援へ繋がります。また、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

さらに、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
19	市町村長申立ての適切な実施	身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。

改正前

取組項目④ 市民後見人の育成

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

<新設>

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。
	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。
	<新設>	<新設>

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

(略)

取組項目⑥ 成年後見制度利用者への支援

成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

また、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
19	<新設>	<新設>
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。

改正案

改正前

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
市民後見人受任件数	22 件	98 件

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
市民後見人数	18 人	40 人

取組方針⑥

虐待防止に向けた対応

(略)

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/こども相談課/ 協働・男女平等参画室/指導室
-----	--

取組方針⑥

虐待防止に向けた対応

(略)

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/こども支援課/ 協働・男女平等参画室/指導室
-----	--

No	取組項目	取組内容	担当課
20	高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業に基づき、高齢者や養護者に対して支援を行います。また、高齢者虐待防止への幅広い周知に努めます。	介護福祉課
21	自立支援協議会におけるケース会議の開催	実際のケースや地域の課題を情報共有し、地域の実態や課題等の把握を行うことにより、障がい者の地域生活を支援するため、ケース会議を開催します。	障がい福祉課
22	児童虐待防止及びDV被害者保護活動事業	児童虐待の早期発見・早期対応として、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、ネットワーク体制の充実を図るとともに、育児不安や虐待の問題に早期に対応するための相談・支援体制の充実を図ります。 また、配偶者等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する方及びその子どもの相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携しながら、被害者の保護支援を図ります。	協働・男女平等参画室 こども相談課

No	取組項目	取組内容	担当課
20	高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業に基づき、高齢者や養護者に対して支援を行います。また、高齢者虐待防止への幅広い周知に努めます。	介護福祉課
21	自立支援協議会におけるケース会議の開催	実際のケースや地域の課題を情報共有し、地域の実態や課題等の把握を行うことにより、障がい者の地域生活を支援するため、ケース会議を開催します。	障がい福祉課
22	児童虐待防止及びDV被害者保護活動事業	児童虐待の早期発見・早期対応として、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、ネットワーク体制の充実を図るとともに、育児不安や虐待の問題に早期に対応するための相談・支援体制の充実を図ります。 また、夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及びその子どもの相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携しながら、被害者の保護支援を図ります。	協働・男女平等参画室 こども支援課

改正案				改正前			
23	D V及びデートD V防止啓発事業	D Vを防止するため、男女平等参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発を行うとともに、交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。	協働・男女平等参画室	23	D V及びデートD V防止啓発事業	D Vを防止するため、男女平等参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発を行うとともに、交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。	協働・男女平等参画室
24	民間シェルターへの支援	D V等の被害女性及びその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	協働・男女平等参画室	24	民間シェルターへの支援	D V等の被害女性及びその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	協働・男女平等参画室
25	いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。また、いじめの問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。	指導室	25	いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。また、いじめの問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。	指導室

**基本目標 2 共に支えあう地域づくり**

(略)

**施策 3** 地域を担う人づくり 

(略)

取組方針⑦

福祉教育の推進

(略)

取組方針⑧

新たな担い手の発掘・育成

(略)

取組方針⑨

ボランティア活動の推進と支援

(略)

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300 人	3,250 人
雪かきボランティア登録者数	519 人	<u>570</u> 人
市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人

**基本目標 2 共に支えあう地域づくり**

(略)

**施策 3** 地域を担う人づくり 

(略)

取組方針⑦

福祉教育の推進

(略)

取組方針⑧

新たな担い手の発掘・育成

(略)

取組方針⑨

ボランティア活動の推進と支援

(略)

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300 人	3,250 人
雪かきボランティア登録者数	519 人	<u>555</u> 人
市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人

施策4 地域福祉活動の推進



(略)

取組方針⑩

福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり

(略)

担当課	未来創造戦略室/こども育成課/空港政策課/ 総合福祉課/社会福祉協議会
-----	--

No	取組項目	取組内容	担当課
36	苫小牧駅周辺ビジョン	少子高齢社会に対応可能な持続可能なまちづくりのため、未来のまちづくりの担い手である、若者、子育て世代とともに日常的なにぎわいの創出に努め、コトマやまちなか交流館といった集いの拠点施設や商店街との連携、ネットワークによる人の流れづくりに取り組みます。	未来創造戦略室
37	異年齢児・世代間交流事業	園児と地域の児童や高齢者が地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行ったりするなどの交流活動を促進することにより、町内会や未就園児との関りを深め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	こども育成課
38	共生型地域福祉拠点	高齢者や障がいのある方、子どもなどが集い交流して、互いに支えあいながら安心して生活することができる地域福祉拠点を整備します。	空港政策課 総合福祉課
39	ふれあいサロンの推進	地域における憩いの場である従来のふれあいサロンを推進しながら高齢者・障がい者・子どもなど、世代や制度分野を超えて、地域住民が相互に交流を図ることができる様々なかたちの居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会

施策4 地域福祉活動の推進



(略)

取組方針⑩

福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり

(略)

担当課	まちづくり推進課/こども育成課/空港政策課/ 総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---

No	取組項目	取組内容	担当課
36	まちなか再生総合プロジェクト	少子高齢社会に対応可能な持続可能なまちづくりのため、未来のまちづくりの担い手である、若者、子育て世代とともに日常的なにぎわいの創出に努め、コトマやまちなか交流館といった集いの拠点施設や商店街との連携、ネットワークによる人の流れづくりに取り組みます。	まちづくり推進課
37	異年齢児・世代間交流事業	園児と地域の児童や高齢者が地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行ったりするなどの交流活動を促進することにより、町内会や未就園児との関りを深め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	こども育成課
38	共生型地域福祉拠点	高齢者や障がいのある方、子どもなどが集い交流して、互いに支えあいながら安心して生活することができる地域福祉拠点を整備します。	空港政策課 総合福祉課
39	ふれあいサロンの推進	地域における憩いの場である従来のふれあいサロンを推進しながら高齢者・障がい者・子どもなど、世代や制度分野を超えて、地域住民が相互に交流を図ることができる様々なかたちの居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会

評価指標

(略)

取組方針⑩

地域の防災活動の推進

(略)

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
避難行動要支援者協定 締結町内会数	43 町内会	<u>60 町内会</u>
自主防災組織世帯カバー率	90.08%	<u>96.00%</u>
防災出前講座 開催数	45 回	50 回
災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名

取組方針⑪

地域支えあいの機能の充実

(略)

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 相談件数	14 件	<u>100 件</u>

評価指標

(略)

取組方針⑩

地域の防災活動の推進

(略)

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
避難行動要支援者協定 締結町内会数	43 町内会	<u>50 町内会</u>
自主防災組織世帯カバー率	90.08%	<u>91.00%</u>
防災出前講座 開催数	45 回	50 回
災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名

取組方針⑪

地域支えあいの機能の充実

(略)

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 相談件数	14 件	<u>30 件</u>

**基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり**

(略)

**施策 5 安心して暮らせる地域づくり**



(略)

**取組方針⑬**

**自殺防止に向けた取組**

(略)

**取組方針⑭**

**再犯防止に向けた取組の推進**

(略)

担当課	青少年課/市民生活課/総合福祉課
-----	------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
50	巡回活動事業	巡回活動を通して非行の実態を把握し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。	青少年課
51	防犯・再犯防止啓発事業の推進	関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで被害の未然防止に向けた啓発活動を実施します。	市民生活課
52	社会を明るくする運動の実施	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、青少年に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、毎年7月の強化月間を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため「社会を明るくする運動」を各関係機関とともに進めてまいります。	青少年課

**基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり**

(略)

**施策 5 安心して暮らせる地域づくり**



(略)

**取組方針⑬**

**自殺防止に向けた取組**

(略)

**取組方針⑭**

**再犯防止に向けた取組の推進**

(略)

担当課	こども支援課/市民生活課/総合福祉課
-----	--------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
50	巡回活動事業	巡回活動を通して非行の実態を把握し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。	こども支援課
51	防犯・再犯防止啓発事業の推進	関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで被害の未然防止に向けた啓発活動を実施します。	市民生活課
52	社会を明るくする運動の実施	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、青少年に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、毎年7月の強化月間を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため「社会を明るくする運動」を各関係機関とともに進めてまいります。	青少年課

改正案				改正前																											
53	再犯防止に向けた福祉的支援	犯罪者等について、状況に応じて生活困窮者自立支援制度による福祉的支援を実施します。 また、保護司会などの更生保護関係団体との連携に取り組みます。	総合福祉課	53	再犯防止に向けた福祉的支援	犯罪者等について、状況に応じて生活困窮者自立支援制度による福祉的支援を実施します。 また、保護司会などの更生保護関係団体との連携に取り組みます。	総合福祉課																								
<b>評価指標</b> (略)				<b>評価指標</b> (略)																											
<b>取組方針⑮</b> 交通安全対策、移動手段の確保 (略)				<b>取組方針⑮</b> 交通安全対策、移動手段の確保 (略)																											
<b>施策 6</b> 福祉のまちづくりの推進 				<b>施策 6</b> 福祉のまちづくりの推進 																											
(略)				(略)																											
<b>取組方針⑯</b> バリアフリーの推進 (略)				<b>取組方針⑯</b> バリアフリーの推進 (略)																											
<table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>障がい福祉課/住宅課/道路建設課/緑地公園課/建築指導課</td> </tr> </table>				担当課	障がい福祉課/住宅課/道路建設課/緑地公園課/建築指導課	<table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>障がい福祉課/住宅課/道路河川課/緑地公園課/建築指導課</td> </tr> </table>				担当課	障がい福祉課/住宅課/道路河川課/緑地公園課/建築指導課																				
担当課	障がい福祉課/住宅課/道路建設課/緑地公園課/建築指導課																														
担当課	障がい福祉課/住宅課/道路河川課/緑地公園課/建築指導課																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>取組項目</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>福祉トイレカー事業</td> <td>障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。</td> <td>障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td>聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。</td> <td>障がい福祉課</td> </tr> </tbody> </table>				No	取組項目	取組内容	担当課	57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課	58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>取組項目</th> <th>取組内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>福祉トイレカー事業</td> <td>障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。</td> <td>障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td>聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。</td> <td>障がい福祉課</td> </tr> </tbody> </table>				No	取組項目	取組内容	担当課	57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課	58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課
No	取組項目	取組内容	担当課																												
57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課																												
58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課																												
No	取組項目	取組内容	担当課																												
57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課																												
58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課																												

改正案				改正前			
59	バリアフリー化事業	障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。	障がい福祉課	59	バリアフリー化事業	障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。	障がい福祉課
60	あいサポート運動	様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人が困っている時に手助けや配慮を実践するあいサポーターを育成します。	障がい福祉課	60	あいサポート運動	様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人が困っている時に手助けや配慮を実践するあいサポーターを育成します。	障がい福祉課
61	公共施設バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。</li> <li>・幹線道路や苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定道路において、点字ブロックの設置や通行に支障となる段差、急勾配の解消など、安全・安心に配慮した道路整備を推進します。</li> <li>・苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定公園や利用頻度が多い近隣公園などの出入口・トイレ等の改修を行い、安全・安心に配慮した公園整備を推進します。</li> <li>・公共的施設基準の審査、適合証を交付します。</li> </ul>	住宅課 道路建設課 緑地公園課 建築指導課	61	公共施設バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。</li> <li>・幹線道路や苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定道路において、点字ブロックの設置や通行に支障となる段差、急勾配の解消など、安全・安心に配慮した道路整備を推進します。</li> <li>・苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定公園や利用頻度が多い近隣公園などの出入口・トイレ等の改修を行い、安全・安心に配慮した公園整備を推進します。</li> <li>・公共的施設基準の審査、適合証を交付します。</li> </ul>	住宅課 道路河川課 緑地公園課 建築指導課

**評価指標**

(略)

【以下、略】

**評価指標**

(略)

【以下、略】